平成28年6月13日（月曜日）

第２回松島町議会定例会会議録

（第２日目）

出席議員（１３名）

１番	澁谷秀夫　君	２番	赤間幸夫　君
３番	櫻井　靖　君	４番	（欠番）
５番	後藤良郎　君	６番	小幡公雄　君
７番	髙橋幸彦　君	８番	今野　章　君
９番	太齋雅一　君	１０番	色川晴夫　君
１１番	菅野良雄　君	１２番	髙橋利典　君
１３番	阿部幸夫　君	１４番	片山正弘　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一　君
副町長	熊谷清一　君
総務課長	亀井　純　君
財務課長	櫻井一夫　君
企画調整課長	千葉繁雄　君
町民福祉課長	阿部利夫　君
健康長寿課長	児玉藤子　君
産業観光課長	安土　哲　君
建設課長	赤間春夫　君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子　君
水道事業所長	佐藤　進　君
危機管理監	赤間隆之　君
復興まちづくり対策監	小松良一　君
総務課参事兼総務管理班長	太田　雄　君
教育長	小池　滿　君
教育次長	櫻井光之　君

教　育　課　長	本　間　澄　江　君
代表監査委員	丹　野　和　男　君

事務局職員出席者

事　務　局　長	千　葉　義　行	主　　事	磯　田　友　希

議　事　日　程　（第２号）

平成２８年６月１３日（月曜日）　午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

〃　第　２　議案第４２号　松島町ふるさと納税基金条例の制定について

〃　第　３　議案第４３号　児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

〃　第　４　議案第４４号　松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

〃　第　５　議案第４５号　松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

〃　第　６　議案第４６号　松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

〃　第　７　議案第４７号　字の区域を新たに画することについて

〃　第　８　議案第４８号　指定管理者の指定について【松島防災センター】

〃　第　９　議案第４９号　指定管理者の指定について【長田避難所】

〃　第１０　議案第５０号　指定管理者の指定について【古浦避難所】

〃　第１１　議案第５１号　工事委託に関する変更協定の締結について【浪打浜排水区雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定】

〃　第１２　議案第５３号　平成２８年度松島町一般会計補正予算（第２号）について

〃　第１３　議案第５４号　平成２８年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

〃　第１４　議案第５５号　平成２８年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

〃　第１５　議案第５６号　平成２８年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

〃　第１６　議案第５７号　平成２８年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前１０時００分　　開　議

○議長（片山正弘君）　皆さん、おはようございます。

平成28年第２回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町高城－－－－－－－－－－－さんです。

９番太齋雅一議員、本日、所要のため遅刻する旨の届け出がありましたのでお知らせをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、７番髙橋幸彦議員、８番今野章議員を指名いたします。

日程第２　議案第４２号　松島町ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（片山正弘君）　日程第２、議案第42号松島町ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。２番赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　おはようございます。２番赤間です。

私のほうからは、条例制定に関した部分でありますが、３点程度お話しさせていただきたいと思います。

まず、大きくふるさと納税と一般寄附等の扱いの違いということで、ふるさと納税は松島出身で松島町外にいる方あるいは県外にいる方等が、我がふるさと松島に対しての思い入れ等相まって寄附をなされるというケースだと思いますが、一般寄附の場合はこれまた同様のケースかと思うんですね。一般寄附とこのふるさと納税の扱い方、扱われ方の違いといいますか、そういったものをお伺いするに当たって、まず、一般寄附の現状として、現在ですね、これ、総務課の所管なのか、寄附申し出者が現れた場合に、直接町の受付窓口であったり、あるいはあらかじめ電話等で、あるいはお手紙等々で紹介があったりということは過分にあろうかと思いますが、そういったときにどういった対応を、流れをお話し差し上げているの

か、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　一般寄附についてお答えします。

寄附金払振込受領書発行願というのがございまして、こんなペーパーなんですけれども、これで出していただいているということでございまして。ちなみに、27年度は２件の合計30万円ほどいただいております。以上です。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　もうちょっと踏み込んで、その場合に、額面等にもよるんでしょうが、松島町長から寄附受領したよということに伴って感謝状等、あるいは町の広報への掲載等、そういったことについての扱われ方はどのようになさっていますか。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　受領書はもちろん出させていただいております。感謝状というか、いただきましてありがとうございましたと謝意を入れた文書は差し上げております。広報等には、一般寄附の場合はちょっと載せていない状況です。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　寄附者の意向もあって匿名でとか、あるいは場合によっては広報等に掲載しないでくださいとか、それは当然あることだと思いますが。

他の自治体のケースなんかを見てみますと、やはり、額面的にはおおよそ10万円程度と、あるいは物品等でも10万円に値するような、評価額的に見た場合ですね、そういった値するような額面に至った場合には、その首長さんが自らそういった受領に当たって立ち合いをお求めになったりして、感謝状を贈呈いたすというケースもあるわけですが、松島町はこれは考えられない話ですか。要するに、寄附者にある程度、敬意をあらわすといいますか、松島町側としてですね、そういったところの対応のあり方についてはどうなんでしょう。これまでの検討、経過等もないんですかね、その辺は。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　今まで、町長が直接お邪魔してということはなかったということでございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　わかりました。

次に、４月に寄附があったとして、この松島広報の６月号の13ページに２名の方から1,000

万円の寄附をいただきましたよということで掲載になっています。このふるさと納税、ちょっと思い起こしてみますと、４年ぐらいたっていますか、マスコミ、新聞等をにぎわすようになってきてということで。そういったことからも町では、日本三景松島であって、そういったところの部分に、例えば、松島観光の象徴的松枯れが盛んに起きていて忍びないとして、そういったものにぜひともご活用いただきたいとして、そういった寄附もきっとあるということも想定に入れるならば、もうちょっと早めにふるさと納税、議会の中でも議員さんからそういった扱い方について再々質疑等を受けているわけですけれども、そういったことを勘案していくならば、４月頭ぐらいにはそういった対応ができたのではなかったかと思われるわけですけれども、その辺の対応とかどうなんですか。庁内的に、どういった流れで今日の６月定例会という流れになっているんでしょうか。その辺ちょっとお知らせできますか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　昨年から、議会で、提案理由で申し上げましたが、いろいろご提言を受けまして、内部でいろいろ検討してきて、関係課ともいろいろやってきたということです。それでだんだんだんだんまとまりつつあったということで、今回６月に基金の条例を出して、一緒に予算も、新たな仕組みづくりを起こしましょうということで出したためにこの時期になったということです。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　そうしますと、ちょっと言い方はあれですけれども、４月に寄附をいただいたから即座に準備しなければ、入れる財布をきちんとしておかなければということではなくて、たまたまこの時期に及んだというだけの話という理解ですか。もちろん、当然この後一般会計での補正審議もあるわけですけから、その部分に及んでは、その辺を細かくお伺いしようと思いますけれども、若干ですけれども、その辺についてはどうなんですか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　1,000万円の寄附をもらったから基金をつくりましょうではなくて、ふるさと納税の仕組みをわかりやすくするために、基金をつくって寄附者の金額は幾らありました、何々に使いましたとわかりやすくするために基金を設けたということです。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　それで、条例を見させていただくと、第６条に処分ということで、７項目からの該当項目をあえて載せてございますが、この場合に、寄附者はあくまで松島町に対して寄附をするというお気持ちがいろいろあって、こうった事業等に活用願いたいというの

があると思いますが、それは著しく尊重されるものなんでしょうかね。その辺はどうなんでしょう。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　寄附者は、例えば何に使ってもいいですと寄附をなされてくる方も、今の状況ではございます。ただし、今、ホームページにも載せておりますが、長期総合計画の７章立てでホームページに載せているわけですが、それに使いますよという、申込書もその形でつくっていたと。ただし、今回はもう少しわかりやすく簡潔に直して、より寄附を集めていきたいという考えで基金をつくっているということです。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　これが最後になりますが、最初に一般寄附そしてふるさと納税等による基金積み立てによっての寄附的な扱いの財源を積み立てにするという部分の２つ分けに松島はされていますが、あくまでふるさとという使い分けに基づいた一般寄附と、ふるさとの部分を使い分けして積み立て基金化していくという流れなんでしょうかね。それをその都度出たところで、例えばこの後の９月でしたり12月でしたり来年の３月でしたりという形で補正を組んでいくという考え方で描いているわけですか、この基金化については。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　基金は、寄附をしていただけることに対して予算というのがございます。予算は年度の目標でございますので、そのときで、例えば今回は2,000万円とたまたまありますが、これが3,000万円になりますよといったときは補正をかけていくということが必要になってくると思います。予算はある程度目安なものですから、予算的にはそこまで頑張りたいと考えているところでございます。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。３番櫻井靖議員。

○３番（櫻井　靖君）　ふるさと納税申込書というのは多分覚えがあるんですけれども、こちらのほう、寄附の使い道に対してどれか１つを選んでくださいと７項目あるということなんですが、これが長期総合計画と同じ文章になっているので、大変、わかる人はわかるけれどもわかりづらいのではないかなと。この条例部分のほうの第６条ですね、そちらのほうに書いてあるものと相対しているものだと思いますので、こちらのほうが圧倒的にわかりやすいと思いますので、こちらのほうを併記するなり、こちらのほうに変えるなりで申込書というのをつくっていったほうがいいのではないか。または、あと、１つしか選ぶ項目がないので、これを複数、こちらとこちらに使いたいという人もいると思いますので、そちら、１つ以上

複数申し込めるというか、使い道を選択できる方法もあるのではないかと思うのですが、そちらのほう、どうでしょうか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　議員のご指摘のように、現在は、例えば７つの申し込み用紙があるんですが、これは、基金条例が可決していただいた折には、これは今の基金条例のほうに合わせたいと考えております。それから、２つとか３つ選ぶ人がいるかといった場合は、なかなかちょっとそこは余り考えにくいということがございますが、それはケース・バイ・ケースによってちょっと出てくることがあるかもしれませんということです。

○議長（片山正弘君）　櫻井靖議員。

○３番（櫻井　靖君）　金額が多ければ、1,000万円とかそういうふうな部分があれば、何々と何々という選択もあるのかなと思いますので、ぜひご検討願いたいと思います。

　また、これ７項目、どのように使われたかという報告も、ぜひしていただきたいと思うんです。そのふるさと納税された方に、どのような使い道で使いましたよという報告を必ずしていくべきだと思いますけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　ふるさと納税の寄附をされた方には、寄附をいただいた段階で受領しましてお礼の手紙を差し上げてございます。さらに、例えば、前回名古屋の方から寄附いただいて、幼稚園等々の遊具を整備したわけでございますが、それは、こういうものに使いましたということで寄附者に報告しているということでございます。

○議長（片山正弘君）　櫻井靖議員。

○３番（櫻井　靖君）　ぜひ、報告をきちっとして、こういうふうに使われましたというのを、ホームページでも何でも使われれば、こういうふうなのが、自分のお金がこう使われたんだというのがちゃんと認識できると思いますので、そうなればまたするほうもまたしようかなという気持ちになると思いますので、ぜひそこら辺よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。８番今野章議員。

○８番（今野　章君）　ふるさと納税ということで、魅力あるまちづくりを推進すると、そのためにこのふるさと納税の基金をつくっていきますと、こういうことになるんでありますが、ふるさと納税そのものについて、まず、私自身はなかなか簡単にこれはいい制度だとは思えないというのが一つあるということですね。とりわけ、このふるさと納税制度というのは、一般的には都市の一定の所得者が、地方の自治体に対して寄附をすると、こういう形になる

ということだと思います。地方でも当然できるわけですね。我が町の住民が、他の市町にも、都市にもふるさと納税できると、こういうことになっているわけですね。ですから、ふるさと納税そのもので潤う自治体と、むしろそのことによって税収が減る自治体と出てくるわけですよね。そうしますと、その自治体間で寄附金の奪い合いが始まると。そのときに、奪い合いを加速させるのは何かということになると返礼品と。高額の返礼品までするということが、今、言われていますけれども、そういうものも出てきて、競争を激化させていると、こういうことになろうかと思うんですね。多くの寄附金が集められる返礼品を用意できる自治体、そうでない自治体、ここで格差が生まれてくるということになりますから、そういう点で簡単にふるさと納税制度で寄附金が来て、財源が豊かになるとだけは見られないのではないかと、こんなふうに思います。その辺について、まず、町としてどういう、この制度に対する見方、考え方をしているのか、見解を伺っておきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　ふるさと納税、寄附金ですね、これはやはり寄附者の意向、もともと都市部から地方にお金を流してある程度地方を潤わせてバランスをとりましょうと国が考えた制度でございます。平成20年からスタートしていたわけでございますが。うちの町もいろいろ検討を重ねてきまして、以前はちょっと少なかった、なかなか、いただいている金額が少なかった。昨年からはちょっと控除でも変わってきたために少しずつふえて、よその町もそうですが、ふえてきているというのが実態です。これは、多分、新聞等でもいろいろございますが、日曜か土曜日の新聞にふるさと納税の順番が出まして、この辺ですと山形は３番目になったということが書いてございました。それは何なのかなと見ると、やはりサクランボとか将棋の駒、やっぱり特産品をアピールするという一つの手法としてやっていた形で、その分多分財源的に余裕が出ているのかなと考えています。うちの町は、松島町として、世界にとどろく松島町ですので、それをうまく活用しながら、ちょっと予算のことにもある程度入りますが、過度の返礼にはならないように、それは制度的にしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　既に、総務省からそういう返礼品に対する考え方といいますか、自粛要請も含めて示されているわけですが、要するに、私が聞きたいのは、このふるさと納税でこれを進めていくならば、自治体間の格差が生まれてくるんではないかと、そのことについてどういうふうに考えているのかということをお聞きしたいわけね。だから、自治体間競争が

激しくなって、落ちこぼれと、勝者と敗者と、こう出ていくでしょうと。それで本当にこの制度そのままにしておいていいのかなと。そうではなくて、私は地方交付税制度そのものをしっかりと、やっぱり確立をさせると。この間、自民党の政治の中で、どんどんどんどん交付税削減されてきているという経過があるわけだけれども、そういうことではなくて、やはり交付税制度に基づいて自治体財政というものをしっかり支えるということが大事なのではないかと思います。そういう点で、ふるさと寄附、納税ですか、これというのはそれとは全く逆で、貧乏な自治体と裕福な自治体に分けてしまうようなことになってしまうのではないかと思うので、その辺についての見解をお伺いしたいということであります。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　今、ふるさと納税、納税する側、納税される側で、自治体に住んでいる方のお金というか寄附金の移動ですので、プラスマイナスはゼロだろうという話、私もそれは一つ感じるところはありますが、ただ、今の動向から見ると、中央から地方のほうにというのが多いのかなと。交付税も見方を一つ変えれば、中央から地方にということで、見方を変えればできるのかもしれませんけれども、このふるさと納税、そもそもが競争性のものでは基本的にはないだろうとは思っています。やっぱり、その人その人の思いが、地域に、どういうふうに思うかということはあると思います。それと返礼品、返礼の割合といいますか、税的なこともあるので、返礼、ここは、額と、例えば、1,000万円の人と１万円の人とパーセントでいくのかどうかといろいろなことはある、税的な控除の関係で。そこはきちんとしていかなくてはならないということを思っています。ですので、気持ち的には、ふるさと納税イコール税の増税、増収といいますか、それは自治体であるのはそうだと思います。それが変に競争性を持たないようにはしていきたいなと。あと、交付税の問題はあるかと思いますけれども、ふるさと納税についてはそんな考え方でいきます。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　競争性がないのではないかと思うと、そういうことだけれども、実際の問題としてもう競争はしているわけですよ。返礼品を物すごい額にしてやっていたりね。それから、高額所得者のほうがずっと有利な形になるようになっているわけですよ。既に、だから、お金持っていない人は少額の返戻品ではあるけれども、お金いっぱい持っている人は、物すごい返礼品をいただけるようなシステムになっているわけですよね、実際上は。そうすると、高額の所得者は、いい返礼品をもらえるところに自分の寄附をするということに走りがちになるんではないかと。松島町の高額所得者が何ぼいるかわかりませんが、そういう人

たちが、松島に税金を払うよりもよその自治体からすごい返礼品をもらったほうがいいと、こういうことで、よその自治体に寄附をするということになれば、その分松島町では税収が減るわけでしょう、その方の分。そういうシステムなんでしょう、これって。そういう意味で言うと、この自治体間の格差、競争性が今高まっている。総務省はいろいろ指導しながら抑えようとはしているけれども、それでも、我々普通の人間、所得500万円とか300万円の人間が寄附しようと思ったら、せいぜい５、６万円とかの寄附上限でしょう、多分。ところが、数千万円、億という収入がある人たちは、何千万円という寄附ができるわけですよ。そうすると、私たちが得る返礼品の何十倍という返礼品の額が返ってくるわけですから、当然そこには競争が生まれざるを得ないと思うんですよ。だから、私はふるさと納税を否定していないですよ。本当にこの町のまちづくりを応援したいということで寄附をされる方もいらっしゃるかもしれない。その行為は私は否定はしませんけれども、今のふるさと納税制度そのものが、今お話ししたように、どうしても競争の方向に走っていくようなものになっているものだから、非常に危惧をするわけですね。その辺について、一般会計のほうでの議論もあるんだろうとは思いますけれども、どういうふうに考えているのか、見えてこないですね。今のお話しで競争性はないんだと言っているけれども、今お話ししたように絶対これはあり得るんですよ。そのときに、松島町が敗者になるのか勝者になるのかわかりませんけれども。勝者になる何か秘策とか何か考えていらっしゃるんですか。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　今、勝者というお話もありますけれども、先ほどちょっと触れました、競争性、これは多分あるとは思います。ただ、今、現実味をもって言えば、高額という方を、松島の人を同じレベルで考えたときに、その移動、寄附の形、現実に中央の高額の方の所得の方から地方のほうにというが現実なのかなと。だから、各地方というのがそういうのを見ながら、ふるさと納税をうまく利用しながら町政に生かせないかという考え方はしているかと思います。そこでちょっと、返礼品の考え方ですね。ここを例えば、極端な話を言ったら、10万円の方を1,000万円の方とパーセントでいくのかそうでないよとするのか、その辺は、逆に言えば高額所得で1,000万円の人が高額の返礼品、こういう考え方はしないようにすべきだろうと。この辺は、今後ちょっと、業務を進めていく中では調整する項目ではあるんですけれども、基本的にはそんな考え方でおります。当然、競争性はないかと言ったら競争性は、多分、自治体、いろんな錯誤をしながら考えていくだろうと、増収につながるものとしては各自治体で考えているんではないかと。松島町も考えていないと言ったらうそになるかとは

思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　やっとお認めになったんですが、非常にそういう点では、都市から地方へという流れであるということでありますけれども、高額納税者は、そういう返礼品や何かという関係でも非常に大きく作用しながら動くのかなと思います。私は、そういう意味では都市から地方へだけではなくて、地方から地方へということも非常に懸念します。そういう意味で、懸念材料として私はそう思うので、反対はしません。これはまちづくりに賛成する人もいるでしょうから。そういう意味では、こういう受け入れる基金制度があったって私はいいと思うので反対はしませんけれども、このふるさと納税制度そのものの問題点といいますか、そこはしっかりと押さえておいてほしいと思ったわけです。

それで、もう一つお聞きしますけれども、この第６条ですね、７項目に分けて、先ほどからお話しありましたけれども、その第６条の中から選択をしていただいて、こういう形で寄附をしますよと。例えば、福祉保健医療に関する事業に使ってくださいと、こういうふうにして寄附を受け入れると、こういうことになるんだと思いますが。これは基金の中でそれぞれ７項目に分けてずっと管理をし続けることになるのかどうかですね。そして、決算時にはそのふるさと納税基金一括ではなくて、中身をきちんと分けて決算額を示すということになるのか、その辺についての考え方はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　基金ですので、こまく本来は管理ができればいいと思います。ただ、実態として、そこまでちょっと、件数が物すごくふえた場合はなかなかちょっと難しいのかもしれませんが、それは検討していく余地はあるということだと思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　今までのお話だと、７項目から選択をしてもらって、その趣旨に沿って使いますよということでしょう。そうすると、分けて管理をしておかないと管理できないんじゃないですか。この趣旨に応えるということにならないのではないかと思うものだから、そこら辺どうなのか。

○議長（片山正弘君）　櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　今の寄附者から、こういうものに使ってほしいと、そういったものはその人それぞれ、７項目の中で仕分けして、あと、決算で報告するのかということだと思うんですけれども、正直言って難しいと思います。ですから、それは、ここに７つの項目があり

ますけれども、こういった７つの項目の中からＡさんからはこういったことに使ってほしいという旨があったという報告はできますけれども、それに対して決算時にこれの金額が、決算の基金条例の中でそれを７つに分けてこれこれこれに何ぼ何ぼ何ぼというのは、なかなか難しいと思います。総体的に寄附者からこのぐらいあって、こういったものに使ったと。その主なものにはこれこれがあると。なぜかというと、例えば高額納税者だけではなくて、このごろふるさと納税してくれている方を見ていますと、３年毎年続けていますとかという方がいるんですね。大変、町としてはありがたいんですけれども、１万円ずつ毎年振り込んでくれていると。そういった方々もやっぱりきちっと網羅するとなると、なかなか難しいと。高額な方だけがいるわけじゃないので、多分１万円から10万円の間が一番多いんだろうからと思いますけれども、そういった中ですと、この仕訳して云々というのは難しいかと思います。一括でいきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　なかなか難しいだろうと思ったのでお聞きをしたわけですが。例えばこういう条例なり、先ほど申込書というのがありましたけれども、そういうものを見ながら、丸をつけたり印をつけたりということになったときに、誤解は生じないのかどうかですね。その辺はどうなんでしょうか。寄附者との関係で「いや、私はこういう趣旨で寄附したのにな」というところが実際はそうではなかったというような、そういう誤解は生じる可能性はないんですか。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　今、基金条例ある程度セットしてこうやって、これからのことなので何ともちょっとあれなんですけれども、今までの寄附された方は、受け取るときはただぼんと来るわけではなく、そこにいろいろなお話し合いとかどういうのというのがあります。そういう方と使い方としていろいろお話しをして、今まではそういう、どうのこうのなったということはございません。ただちょっと、さっき言った高額の方、これは具体的にこういうふうになって、こういうふうにやりましたというご回答の写真もつけて回答しているという形になって対応しています。今後も、基本的にはそういう対応の仕方になっていくんではないかなと。こういうものに使いましたという報告はすると。最初に寄附するときに、いろいろなお話しをしますので、そこのところをきちんとしながら、使途については報告しながらきちんとしていきたいと考えております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　わかりました。こういう基金をつくって、本当に松島のすばらしいまちづくりに貢献できればいいと思うんですけれども、補正予算の中で今年度2,000万円の基金積み立てという予算内容になっていますけれども。いろいろ、ふるさとチョイスというふるさと納税制度を支援するサイトがありますけれども。株式会社トラストバンクというんですか、ここが運営しているんですけれども。ここのホームページを見ると、松島町のふるさと納税の報告書というのがありまして、寄附件数と寄附金額の情報が書いてあります。寄附金額、2008年スタートですから、それから昨年の９月までの金額がここには記載されていますけれども、この４年半で大体1,593万円ぐらいの金額だと、こういうふうに書いてあります。この数字に間違いがないかどうかということが一つと。これぐらいの金額が全体として、今、松島に４年半で集まっているということになりますと、寄附金額として今後の見通しですね、運営サイトに任せるんでしょうから、どこかのサイトというか事業者に、見込みとしてどうなのかなという思いをもったものですから。今回基金を初めにつくるに当たって2,000万円というようなことにした、補正予算にはかかってきますけれども、その辺についてだけちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　ただいま、今野議員が申し上げた数字は間違いではございません。27年度まで入れた数字としましては、今まで90件いただいてございます。それで1,683万4,550円の今までの寄附の実績が、平成20年からですね、のことでございます。それから、2,000万円につきまして、積み立てにつきましては、ことしもう、提案理由の中でございますが、1,000万円は既にいただいているということで、残り1,000万円、それを目標に積んでいきたいということで2,000万円を計上しているということでございます。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　今、お三方の質問を聞いておりまして、それぞれこのふるさと納税の考え方あります。そのとおりだなと思いながら聞いておりました。

　そういう中で、これを議会で質問してから、前町長のときから去年の３月に質問しまして、総括で、どうなんだと言ったら、最初は乗り気ではなかったですね。そういう中から新町長にかわり28年度にはやりたいと、27年度まではまとめて28年度にやりたいというようなことで、この６月議会にこうやって出していただいたということは、本当に評価するべきかなと。私は、もっと遅くなるのかなと、３月の時点でまた１回しか話し合っていないということで、あれから３カ月、それで今、この基金条例まで、補正予算まで出てきたというようなことで、

これから細部を詰めていくのかなと、こう思っております。

そういう中で、この魅力あるまちづくり推進のためと、これは第６条、長総の中でうたわれているそういう魅力ある、今後の長期総合計画の中にあったものの中でこうなるのかなというふうにあります。それで、第３条、金融機関への預金その他最も確実な有利な方法によると、このようになっておりますが、今現在、どんな方法で、松島には基金条例、そういう基金がありますよね。そういう中で0.025とか003とか、そういうのありますけれども、どのような方法で、この確実、有利な方法に持っていきたいのかというようなことを聞きたいと思います。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　この基金の管理につきましては、当然確実安全な、資金なくなってもうまくないので国債とかという話には多分できないと思います。やってだめだという話ではないと思います。できれば定期預金ですね、ある程度たまった場合ですね。余り少額ですと定期預金にも効果がないので、ある程度たまったときに定期預金に切りかえながら、少しでも利息を稼ぎながら運用していきたいと考えております。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　利息を稼ぎながらとこうおっしゃいましたね。お隣で何ぼも稼がれないと言いますけれども。今、本当に低低低金利で、その中でも銀行が今一生懸命頑張っている、その中で一番高いのを選びながらやる方法もあるんですけれども、その辺、どうなんでしょうか。今までは、松島町は七十七銀行とか、それを中心としてやっているわけですけれども、そういう七十七銀行の中で一番金利の高いものを選びながら考えていくということもあるんですか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　今、町の歳計現金、会計管理者もおりますが、七十七銀行とか町内の金融機関に、いろいろいきさつがございまして定期預金を積んでいるという状況で、その中でも１件、少し町内でも高く金利をつけてくれるのがあるみたいですので、そういうのを見ながら、そういうのがあればそのような制度を活用して、高いほうにやっていきたいという気持ちは十分にございます。

○議長（片山正弘君）　色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　そうですね。そういうふうにして、銀行で頑張っているところもありますから、そういう高いところを、こういう基金をつくるんだから、今までての関連にとらわ

れないようなこと、やっぱりそういうようなこともいいのかなというようなことでございますから、よく考えて、せっかくの寄附金ですから有効に使う、金利の高いところに、よろしくお願いしたいと思います。

それから、今、６条のことについて、皆さん質問いただきました。そういう中で、櫻井さんがさっき質問の中でペーパーを出して、こういうの、もし何だったら私、ああ、こういうのあったのかなと、勉強不足で申しわけないんですけれども、ホームページでそれぐらい調べてから質問しろとなるかもしれませんけれども、亀井課長がうんうんとうなずいていますけれども、こういうのちょっと出していただくとありがたいなと。せっかくの基金条例で、ホームページこう出したよというようなことですね、大体議会でこれを出すということはわからなかったんです。ここまで進んでいるということ、提案されるということ。そういうことで、後でもいいですから、議長、取り計らっていただければ。パソコンを自由に操作できる方はいいんですけれども、よろしく、どうでしょうか。

○議長（片山正弘君）　その辺についての資料等については、後で協議してみたいと思います。

色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　それから、この７項目、本当にこう見ると、あららと、私たち議会では、２年連続、松の緑を守る基金条例、こういうものを目指すべきだと、２年連続で提言しているんです。この中にもあるよと言われればそのことかもしれません。しかし、これだけの松枯れ、松島が本当に大変な状況になっている中で、これをふるさと納税していただく方にこれを訴えて、松島をぜひ、どうぞ皆さんこの緑の松を守っていただけませんかと、そういうようなことをターゲットにしながら、皆さんにご寄附を仰ぐというようなこと、そういう気持ちで提言しているわけですよ。そういうことは、皆さんの中で議論されましたでしょうか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　６条の関係で、７項目にしたということは、庁舎内でもいろいろ話し合いまして、長期総合計画の章立てに合わせたほうがやっぱりすっきりするという形でございます。それで、松くい虫に関しては、長期総合計画、皆さん、議員さん方から議決いただいているわけですが、第２章の環境安全防災分野ということで、主要プロジェクト名が自然環境保全というところで、松くい虫防除の推進ということもございますので、ここで読み切れるのかなと考えております。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　櫻井課長は読み切れるかもしれません。日本の人口１億2,000万人、そ

れの子供別にして、読み切れるとはなかなか思えません。そういう中で、今、松島にもたくさんの課題はありますよ。ここに上げられたもの、長期総合計画に掲げたもの、みんなそうだと思うんです。だからここに上げたと。そうすると、本当に、これは希望する項目に皆さんご寄附するということなんですけれども、やはりその中で、私は今、本当に憂いているのは、このふるさと納税の中で、松の緑それから第１次産業、農漁業、ふるさと納税の返礼品ということを考えると、どうしても農漁業が中心の考え方ではないのかと思うんです。それで６次産業化、いろいろな意味で第１常任委員会でも、執行部の皆さんでも、第１次産業を何とか育成しなければならない、そういう思いでいろいろな研究をなさると思うんですよ。そういう中で、こういうものを全面的に、第１次産業に特化するような、第３次でもいいですよ、そういう中で、この７項目、それぞれ特化するような事業、そういうものを考えられなかったのかなと。非常に私は、余りにも総括的過ぎて、ちょっと私、余りぴんとこないんです。そういうことでどうでしょうか。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　この基金条例をつくるときに、この６条の関係ですね、庁舎内でいろいろ議論して、私はどっちかと言うと色川さんのように目的に沿ってばっぱっと入れたほうがいいのかなと思ったのだけれども、それ以外でどうなのかなと、目的を書いちゃうと、それで今後どうなるのかなということで、いろいろ問題があるようなので、最終的にはこうなったと。一応、考えることは一生懸命考えて、それこそ２回ぐらいは議論もしていますけれども、一応ここにおさまったと。それから、返礼品の考え方については、今、とりあえず、これはまだ条例できていませんので、今は、松島ブランドと認定されたようなものを主に松島のポロシャツも入れて考えてお返ししているというのが現状でありますけれども。今後、そういった中で６次産業化されたもの等も考慮して、返礼品の要項の中でいろいろ考えていきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　返礼品とかなんかというのは、これからなんでしょうけれども、やはり私は、６月にこの基金条例を出してもらって本当にありがたいと思います。ということは、10月から、ここに書いていないんですけれども、予算のほうに入りますけれども、10月からということでしょう。やっぱりせっかくなんだったら、松島は何かと、やっぱり第１次産業の漁業ですよ、そこに目を向けてぼんと出すというふうになる。先ほど山形の、恐らく天童ですよ、天童でしょう、サクランボの、集中的に天童、常にトップテンに入るわけでしょう、

全国の。それで今回３位だというようなことで、やっぱり松島はそういうブランド、カキとかそういうもの、昔はノリがありました。そういう中で、積極的にこういうものを売っていただいて、先ほど地域間競争、そういうものに、非常にマイナスの面が出てくるんでないかと、それでなくても私は、地域間競争は絶対あると思っていますから。地域間競争の中で、ここに住みたい、松島には住みたくない、そういうことになるんですよ。ですから、そういうイメージアップのためにも、やっぱりこのある制度、いろいろな悲喜こもごもあります、賛成、反対。しかし、これは純粋な気持ちの中で最初はスタートしていったと思うんです。それが利用者にとって返礼品とか何かするためには、我が町に少しでも寄附金もらいたいためにいろいろなことを考えるわけですよ。だから、今このように総務省が余りにも過度な競争はやめてくださいというようなことにもなったわけですけれども。やはりそこの中の制度の中に今現在生きているためには、やっぱり我が町も頑張っていい商品を出して、皆さんにこの松島に来てほしい、松島の品物を出して、返礼品として受け取って食べたいという気持ちは当然出てくると思うんです、そういう中で私は、いろいろなご意見はあると思いますけれども、この制度の中で、やっぱり一番有効な活用の中でやっていただければいいと、こう思っているんですね。ですから、ほかの町には負けないように、せっかくつくったんだから、そのような気持ちで頑張っていただきたいと思います。今、財務課長ばっかり話をしておりますけれども、これは企画、観光、そういうことも一緒にあるわけでしょう。私は観光に言いたい。第１次産業とかなんかに一番これから地域ブランドとかなんかというのは皆観光でやっているわけでしょう、企画も含めて。これからは、その一般の職員の人たちが、１次産業の人たちとどのような商品づくりを、そういうものは財務じゃなくて観光とか企画が携わるんじゃないですか。そういう中で、この松島のそういう第１次産業とか何かの育成のために、いやいや俺は関係ないやと思わないで、一生懸命そういう人たちが取り組むべきだと思うんですけれども。その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　今、お話ししているのは基金の条例制定の設置についていろいろご審議いただくと。今、返礼品という話になってきていました。ところが、これは補正のほうになってきます。そうした場合に、今度は財政もしかり、産業観光課もしかり、企画もしかりと、そこでいろいろ答弁は差し上げたい、やりとりをかけさせていただきたいと思いました。今は、基金条例の中の基本的な考え方のですので、基金条例のもとである財務課がメーンとなってお答えをさせていただいているということはまずご理解いただきたいと思います。一

応、そういうことでございます。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　私も一つだけ、心配することがあるので聞きたいなと思いまして。

寄附してもらうのはうんとうれしいんですね。ただ、この条例が制定されて、町民の方々がそういうものかというのを知ったときに、これはほかの町村さ納税しようかという、寄附しようかという気持ちが起きてくる人もいると思うんですよね。10万円寄附したとして、2,000円を負担すれば９万8,000円分は、その分は還付されてくるわけでしょう。それに返戻品がついてくるわけでしょう。松島町に納めるよりは、そっちのほうがいいんじゃないかという感じ、そういう気持ちが起きませんかね。（「起きる」の声あり）どうでしょう。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　先ほどの、今野議員のと少し重なるところがあるんですけれども、結局はそういうことなんですよね。こっちからそっちへ、そっちからこっち。ですから税的控除というのが当然そこにあるんではなかろうかなと。ただ、寄附される方、それも多分あるでしょうけれども、高額でやっている寄附される方と、本当に気持ちでやっている方もいらっしゃいます。確かに、そういう方については、税的控除があります。そういうことで控除してあげましょうと。ただ、その、隣の町から隣の町というのは、今言われたように当然、それはあるのかなと思います。

○議長（片山正弘君）　菅野議員。

○11番（菅野良雄君）　決して、私が例えば、大崎出身でないから大崎に寄附できないということじゃないでしょう。どこにでもできるんだから。それは、そういう気持ちが起きてきますよ。例えば、サクランボ食いたいんであれば、還付は来るはサクランボはついてくるはといったら、そんなにいいことないんですよ、これ。ただ、そういうことがあるので、高額な寄附をもらうのはうれしいです、確かに。少額の寄附をもらってきて、さっき1,600万円だからね、４年でですか、総額あったという話を聞きましたけれども、そのプラスマイナスで減ということにならないかなと思って。高額寄附は別としてですよ。税務のほうで、今まで町民がふるさと納税したという額はわかるんですか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　ちょっと、今の最新データの、正確な数字はまだ具体に押さえてはおりませんが、ほかの町に寄附された方ですね、大体74名の方がいるということで、340万円ほどよその市町に寄附をなされている方がいるということでございます。

○議長（片山正弘君）　菅野議員。

○11番（菅野良雄君）　そういう方が、余りふえないように、なおかつ寄附をいただけるようにしてほしいなと思いながら、あとは予算にかかわりますので、ほかの委員さんのご意見を聞きながらということになりますけれども、そういう形で進めてほしいなと思っております。

さっき、何回も出てきます第６条ね、私はこんなに書かなくてもいいのではないかと。第１条の魅力あるまちづくりを推進するためということにして使えば、何さでも使えると思ってはみたんですけれどもね。そういうことを申し上げて終わります。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　ございませんね。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　ございませんね。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第42号松島町ふるさと納税基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第４３号　児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君）　日程第３、議案第43号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。２番赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　２番赤間です。

これは、都市計画法29条に基づく市街化区域内での開発行為における新設の公共施設に対する児童公園ということの理解でよろしいんでしょうか。まず、そこを伺います。

○議長（片山正弘君）　阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君）　この公園は、平成25年度に宅地造成された都市公園の一部の一

角で、町に帰属された土地218平米でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　都市計画法40条等の帰属という形でありましょうから、新設の公共施設として児童公園の面積等があるわけでしょうけれども。この、いわゆる公園における三種の神器と言われているブランコ、滑り台、砂場あるいは鉄棒等が必ずしもこの地域のこの小さな公園の中に必要か否かというのは、新設の公共施設における協議の過程の中ではどんな話し合いだったんですかね。その辺をちょっと知りたいんですけれどもね。

○議長（片山正弘君）　阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君）　確かに、大きくない218平米の土地でございますので。ただ、あそこで住宅が整備されたということで、子供たちが多く住まわれる地域になりました。そういったところで、すごい大きな子供が遊べるんじゃなくて、小さな幼児公園みたいな形でここをちょっと考えまして、それに合わせた形の、今回滑り台とブランコを設置させていただいたところでございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員、いいですか。（「はい」の声あり）

今野章議員。

○８番（今野　章君）　今回の児童公園、あたご児童公園を、こうやってたしか22カ所になるのかなと思いますけれども、子供たちが遊ぶ児童公園ということで22カ所あるんですが、施設の管理ということはこの間いろいろ事故があったりで言われてきているんですが、砂場であるとかその管理、そういった砂場の衛生的な管理ですね。そういうものについてはどういうふうになっているのかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（片山正弘君）　阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君）　この中で、実際砂場が設置されているところは、具体的に今すぐ何カ所とは言えませんが、確かに砂場は、入れかえなどは必要な場合はこちらでさせていただいておりまして、あと、地域からの要望などにも応えながらそういったところでは応えるように、一応砂の管理とかするようにはしております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　幸いというか、地域に子供がうんと少なくなってきたので、児童公園で遊んでいること自体見かけるというのもないような児童公園もあるのかなと思ってはいるんですが、それにしても、小さい子供がまず主に遊んだりする場所ということで、定期的に衛生上の管理なんかも、私は必要ではないかと思うんでうすね。今のお話ですと、要望があっ

たときだと、こういうことになっていますので、やはりそれでは行政側の取り組みとしては弱いのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君）　阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君）　確かに、ご指摘されるとおりのところもあります。ただし、私たちも、一応現場のほうは、遊具については年１回業者などにお願いしまして点検などしております。そして、現課の私たちも、直接的に現場に行って点検などさせていただいて、ふぐあいとかそういったのを見るようにしています。ただ、現在、遊具については塗装面が、これは計画的にやらなくちゃいけないと思っています。確かに、言われると砂場というのは気をつけてみることなく、そこに砂場があるというのは確認して、砂場の状況は具体的には。今後そういったところで、私たちも現地に赴いて、そういったところは気をつけてみるようにしていきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　ぜひ見てほしいです。砂場というのは、猫や犬がふん尿をやるのには最適な場所なわけですから、そういう意味ではきちんと町がそういうものも管理して、衛生管理上も問題ないという状態をつくっていくということが私は大事だと思うので、ぜひその辺は、半年に１回でもいいですので、定期的にやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

　それから、もう一つなんですが、今回あたご児童公園ということで、今お聞きしますと218平米の公園だということで非常に狭い、宅地１戸分の土地というぐらいのものになるかと思うんですが、そのあたご児童公園の新設した公園から、直線距離で115メートルのところに旭公園がありますよね、児童公園が。小規模宅地開発がやられているので、どうしてもこういう近場に児童公園が隣接するような形でできてしまうと、こういうことになるのかなと思いますけれども、やはりもう少し計画的に、こういうものの配置というのができないのかどうかですね。今の都市計画法との関係でどうしてもできないという側面も、もしかするとあるのかなと思いますけれども、何と言うんですか、あっちに小さい公園一つ、こっちに小さい公園一つ、100メートルぐらい直線距離で離れていないのにあると。こういうのはいかがなものかなと私は思うんですね。そういう点で、もう少し、計画的にこういうものを配置するという考え方に立って、まちづくりですからね、これも。そういう点でそういうことができないのかですね。誰がそういう場合、これは調整をすることになったりするのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君）　今回の児童公園の配置につきましては、先ほど町民福祉課長が答弁したように、開発許可の制度に伴って必須の要件として面積を確保して設置したわけなんですけれども、全体的な都市公園として整備するのか、どういう位置づけで整備するのかということにもなりますけれども、その辺はできるだけ計画的にバランスよく配置、現状も踏まえた上で考えていかなくてはならないと思いますので。今後２カ年で都市計画マスタープランを策定していきますので、その辺も計画策定の際には考慮していきたいと考えております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　そうすると、私よくわからないので聞きますけれども、いわゆる宅地開発で今回やられて、その法的につくらなくてはならないからつくったと、こういう理屈ですよね、今の話ですと。だけど、マスタープランをつくったらそれは解消できるんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君）　マスタープラン上検討させていただきますけれども、やはり予算ですとかその辺も関連してきますので、道路ですとかほかのいろいろな都市施設のハード面も含めて、総合的に検討せざるを得ないということにはなろうかと思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　本当に残念なことだなと思うので、しつこいようで悪いんだけれども。本当に狭いスペースで、小さい子供が遊ぶスペースだからいいということになるのかもしれないけれども、やっぱりできればもう少し広々としたところで子供は遊ばせてやりたいものだとか思うのは誰でも同じではないかと思うんですよ。しかもそれが住宅地の中にそういう広々とした公園があるとなれば、なおさら歓迎もされるんだろうと思います。そういう意味でいくと、あの狭い地域に小さい児童公園が２つとなっているわけで、例えば、当然それは児童公園をつくらなくてはないというのはわかるわけですよね。そのときに、何というんですかね、町として、今ある児童公園と新たに開発される区域の児童公園との兼ね合いを見て広くするという可能性は全然ないんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君）　町の事業費として整備をするということであれば、制度上全くできないわけではないんですけれども、どうしても開発事業者からしますと、最終的にその分というのは公共施設になりますから、できるだけ宅地の区画数をある一定の事業がバラン

スとれる中で確保したいということはあるとは思いますので、開発協議の中で、ある程度の規模は当然申し上げるわけなんですけれども、どうしてもやはり、それ以上といいますか、必要最低限の緑地を、200平米でいいものを500平米ですとかそこまで要求するのはなかなか現状だとちょっと難しい面もあるということをご理解いただければと思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　ど素人だからね、こっちは、わからないけれども、簡単に言うと、旭公園とあたご公園があるわけね、児童公園が。そのときに、旭児童公園を例えば開発業者と土地を交換することにして、そしてお宅のほうで開発しようとしている土地に緑地を倍にしてやってもらえませんかという話はできないものなんですか。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　まず、一つに開発行為でいってどこかを区画しましょうと、そこの面積によってどのぐらいの公園をつくりなさい、これが一つのルール、これが宮城県。そのときに、公共施設の大きさを町と、公共の帰属というのがありますから協議をしてくれよと、このときに今言った、近場に公園があるよと、これが、私はまだやったことがないですけれども、そういう協議か県との中に、公共物の帰属としないで別なほうにもってそっちと整備してくださいとか、中に、こっち町で廃止するからこっちを倍にとってくださいとか、その辺は開発者と調整でやると。そういうやりとりが実際できるかどうかですね。これは私、正直言ってまだ経験はありません。だた、開発の行為からちょっとまたはずれた行為になるので、いかがなものかと思いますが、ただ、公共物を帰属される側の協議の中で、県と話し合いをする中で、町の考え方、こういう考え方もあるんだけれどもいかがなものかという持っていき方はできるのではないかという気はしております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　私は、私の頭で考えられることだから、できるんではないかと思っているんです、実際のところは。そうすべきだしね。じゃなかったら、不合理だよね。ああいう小規模宅地、次々にやられて、何％かの緑地を確保していかなくてないとなったら、次々に児童公園が100メートル以内にできていくみたいな、そんな話になってしまうじゃないですか。だから、私は絶対これはできなかったらおかしいと思っているんです、本当のことを言うと。やっぱり、町側のそういう開発に対する、まちづくりに対する見方や考え方、そこが不十分なんじゃないかということではないかなと思うんです。そういう点では、ぜひ今後、そういう小規模宅地の開発が松島の町内で進むかどうかわかりませんけれども、ぜひそういったも

のの配置をよく考えていただいて、町全体を見ていただいて、そしていいものにしていくというふうに考えていただきたいということを、ご要望を申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つなんですが、最初にお話ししたように、児童も大変少なくなってきたと、こういうお話をしました。しかし、その一方で高齢者はふえているわけですね。ですからこの児童公園とは名がついていますけれども、高齢者もくつろげる公園にぜひしていただいたらいいんじゃないかなと私は思っているんです。おととしですか、健康のための散歩コースを考えましょうということで、健康長寿課のほうで取り組みをされて、あれが既にもうできているのかどうか、ことしあたりまで延びているのかわかりませんが、その作業はどうなっているのかは一つありますけれども、そういうコースと一緒に、児童公園の中にもベンチを置くとか、高齢者の方々がくつろげるような場所づくりというようなこともぜひ考えていただいたらいいのではないかと、こんなふうに思うんですが。そういう、児童公園ではあるけれども、やっぱり高齢者もそこで子供たちと遊びながら楽しめるという施設も考えられる必要性はあるのではないかと思うので、その辺についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　少子化の中で、児童公園ということですけれども、できれば小規模開発でも結構でございますから、宅地どんどんできてもらって、そういう悩みをぜひできるようにしていただければなと思うんですけれども。それは置いておいて、この間も庁議の中でいろいろ検討した中で、今ある児童公園が果たして今後そこにそういうものがふさわしいのかという議論も出ています。ですから、今、どことは言いませんけれども、３カ所なり４カ所なりあそこで本当に児童公園と名ばかりのものが必要なのかというお話も出ておりますので、この辺は今後整理をした中で、児童公園のあり方をこちらできちっとまとめて、また議会の方々にお示しして、整理する必要があるんだろうと思っています。ですから、その時に、今、今野議員が言われたように、高齢者の方もちょっと休むというか、そういのができるようなものにも考えたらどうだというご意見もありますので、その辺は十二分に前向きに考えていきたいと思います。

それから、さっきの砂場の問題ではありますけれども、これは、その公園によっては、今、ペットが大分ふえていますので、本当にそういう環境面では、衛生面ではふさわしくないと思っています、私も。ですから、例えば手樽の早川地区に防災センターをつくりました。防災センターをつくった周りを１メートルぐらい砂でやったんですね。そうしたら、すぐ野良

猫のふんのあれになってしまいまして、これはまずいということで急遽町のほうで砂を砂利に置きかえたという経緯もありますけれども。そういったこともあるので、本当に砂場というのはそこで必要なのかと。もしその地域で必要だというのであれば、町で衛生管理がちゃんとできなかったらば、まず無理だということをきちっとそちらの住民の方に知らすか、町できちっと衛生管理をやるか、砂を年に１回入れかえたからいいというものでもないと思うので、砂場についてはいろいろな問題がでてくるかなと思いますので、合わせて検討していきたいと思います。（「よろしくお願いします。終わります」の声あり）

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第43号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決せられました。

ここで、休憩に入りたいと思います。

再開を11時25分にいたします。

午前１０時５９分　　休　憩

午前１１時１０分　　再　開

○議長（片山正弘君）　会議を再開いたします。

先ほど、議案第42号の審議中に、ふるさと納税寄附金の申込書の写しということでの資料要求等がございましたが、この件について皆さんの席に配付しておりますので、目を通していただきたいと思います。

日程第４　議案第４４号　松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君）　日程第４、議案第44号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　小規模多機能居宅介護事業所ということで、29名以下の介護事業所にかかわる問題で、それと一緒に指定地域密着型通所介護事業所のところも含めて見ることができますよということになるのかなと思います。そうしますと、事業の中身がふえていくということになるわけですので、該当する看護師さんや准看護師さん、この方々の仕事の量がふえたりするのかなと思ったりするんですが、その辺、実際の現場の問題として、そういったことが、重労働というか労働強化というか、そういうことにつながらないのかどうかですね、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君）　児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君）　介護保険も次々にこのように制度改正になりまして、確かに、今野議員がおっしゃるような危惧というのは現場では起きる可能性はあるのではないかと思っております。それで、今、特別養護老人ホームとか特に泊りのあるところでは、看護師さんがなかなか見つからない。それで常に看護師さんを探しております。地域密着型は、市町村が指定をしたり、指導をしたりしなければいけないということで、どんどん国からおりてきておりますが、我々のほうでは、定期的にそういった事業所の皆さんとの会議や打ち合わせを持っておりますので、できるだけ同じライセンスを持つ看護職の方がそういったことにならないように、町としては事業所への指導とか、相談に乗ってまいりたいと思っております。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　なかなか、そういうことで、介護職自体全体として働く人がいなくて困っていると。新しく事業所を開こうとしても人が集まらないと、こういう状況もあるようですけれども。それとのかかわりで、現在、通所介護の事業所は本町にないということでありますが、説明のときには計画期間内になんとか公募をしてやっていきたいと、こういう話があったんですが、特に何か見通しといいますか、そういうものがあるのかどうかですね。その辺はいかがですか。

○議長（片山正弘君）　児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君）　介護保険事業計画、３年間の間にということで、本町の計画のほうにも小規模多機能型居宅介護、泊りとデイとヘルプを混ぜ合わせたサービスを１カ所と

いうことで計画期間内に入れております。町が実施するというよりも、法律上町が、市町村が公募により指定するということになっていまして、よりよい事業所に入ってほしいということだと思いますが。今、担当者と公募のための作業を詰めておりまして、ことし中に、できれば７月ごろには公募作業に入ってまいりたいと思っております。ただし、現場のいろいろな事業所の関係の方の話を聞くと、どうしても採算が、老人保健施設とかデイサービス以外はなかなか合わないんだという話も聞いておりますので、公募をして参入があるかどうかわからないんですけれども、できるだけ、国とかの補助とかがあるうちに、いいサービスに入っていただけるように公募の準備をしております。以上です。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　最後ですけれども、その公募の準備をなさっているんだと、こういうことですが、何事業所ぐらいとそういうお話をしているのか、その辺の数だけわかれば教えてください。

○議長（片山正弘君）　児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君）　今、デイサービスとかヘルパー事業所とか、あとは介護保険外で泊りのサービスをしている事業所もあるので、担当者レベルで事業所の方にはこういったのを公募する予定だということで、町内の事業所の方はほとんどわかっていると思います。問い合わせとしては、これまでに２件ほどあったと。国が次々補助メニューを減らしてきていますので、補助メニューがあるうちに、もし参入していただければと思っておりますが、実際に公募した場合、どれだけ来るかは若干厳しいかなともちょっと思っております。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　２番。私は１点なんですが、いわゆる介護施設あるいは介護支援施設、条例的には44、45とまたがってしましますが、双方においてこういった施設が松島、現実には今のところ進出企業がなかなか出得ないという状況でありますが、私のほうとして見た場合に、既存の、今ある施設の中で、先ほど児玉課長がお話しされて定例的な会議なのかあるいは必要に応じての会議なのか、そういった会議の場面で一つお願いしたいことがあります。と言いますのは、各施設、特に消防設備関係、今夏場にかかってなかなか火事等の発生云々というのは起きづらいシーズンではありますけれども、たまたま忙しさに紛れてということで、そういったことが懸念されます。年に１度や２度大きな火災という形でそういった老健施設関係で起きがちですから、こういうところのお話し合いも当然入れて、会議の中に、いただければと思いますので、ひとつ、要望ということになりますが、お願いしておきたいと

思います。以上です。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第44号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第４５号　松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君）　日程第５、議案第45号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第45号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第４６号　松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君）　日程第６、議案第46号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　今回の設置管理というようなことで、資料の中にも新旧対照表の中に新しく９カ所、もう１カ所手樽ですか、将来プラスになるというようなことで、このように立派な施設が今度できているのと、これから来るということで。５年３カ月前の東日本大震災、あのとき避難場所に避難した人、そうでない、そういうことで、これから、今度はこの避難場所にまず避難すると。それで、５年３カ月前のことを考えてみますと、やっぱりその地域地域によって、津波の状況、その環境、違いますから、何とも言えませんけれども、やっぱりこれから大切なのは、管理者、これ区で指定管理されますから、管理する人がいるわけでしょう、やはりこれから、どうなんでしょうね、マニュアル的な、区の管理はこうだと、そういう一度管理する人、区長さんのもとで皆さん、区には報告は行っていると思うんですけれども、今度管理する現場の人、その人がどうなのかと。今までの通常の業務はいいんですけれども、いざ災害時のそういう管理、役場との連絡網、そういうようなことの、やっぱり役割は非常にこの管理者は大切ではないかと思うんです。そういう中で、研修会とか、マニュアルか何かつくって、それで、このときはこういうふうにしましょう、こうしましょうと、そういう講習会とか何かというのは、考えられないのかなと。そういうことをちょっと思ったものでございますので、その辺のお考え方あるかどうか、どうですか。

○議長（片山正弘君）　赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君）　避難所の、いざという被災時の際にですね、指定管理の方がどのような対応をとられるかということでのご質問ということでお答えさせていただきます。

ことしの３月26日に、避難所開設につきまして、防災訓練のほうを実施させていただきまし

て、その際に避難所の開設マニュアルということで、運営マニュアルも含めましたんですが、作成いたしまして、職員が避難所に出向きまして、避難所の管理運営ということで、マニュアルに基づきまして実施ということで検証させていただきまして、その検証の内容が特に問題なかったということがございましたので、それを今度成案といたしまして、それの内容を地区におろしまして、指定管理者及び地区防災組織ですね、そちらの皆さまに内容をご説明いたしまして、こういう場合の対応はこうしますということでの説明会等々を今後実施していきたいと思っておりましたので、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そのような、職員では、そういうマニュアルつくって今度は現課におろすというようなことになると。防災組織の中でこれ含めていくということで。やはり、管理ですね。管理者が鍵とかなんか持っている部分が多いと思うんです。ですから、いち早いそういう対策をとるなり、そういうものが絶対必要でありますので、その辺の講習会ですね。区そして管理者、その辺、一番大切かなと思いますので、そういうことをもしお考えでしたら、ぜひ、研修会や何か開いて、徹底というと、こんなこと言うと語弊ありますけれども、研修会を開いて地域の皆さんの、本当に安心なそういう施設にしていただければいいのかなというようなことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第46号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第４７号　字の区域を新たに画することについて

○議長（片山正弘君）　日程第７、議案第47号字の区域を新たに画することについてを議題とし

ます。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君）　１点だけお伺いします。旧の字名の松島町ですね、新字名になりました、土地の面積の旧と新で松島町として変わったのかどうかですね。それと今回の画の設定について、減歩率そのものもあったのかどうか、その２点についてお伺いしたいと思います。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　まず、行政界のほうの変更につきましては、平成26年の12月定例会のほうで議決をいただきました。その際に、大崎市、松島町等の面積については変化、変更がないということで確認しております。（「減歩率は」「12月で説明している」の声あり）

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。他にございませんか。２番赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　２番赤間です。

参考までですが、この新たに画する土地についてなんですが、めくって２枚目ですか、旧字名として松島町鹿島台大迫字下志田という地区、これはあくまで改良区の圃場整備事業に伴って換地清算されるまでの間の期間の字名ということでの理解であって、新たに画す字名としては幡谷字新西品井沼という位置づけに切りかわるから、暫時の期間だということの理解で、これはここの関係地権者というんですか、には周知される形になっているんですかね。その辺はどうなんでしょうか。ちょっとだけお尋ねします。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　今、赤間議員がおっしゃいましたとおり、行政界の議決をいただきまして、その後換地処分が終わるまでの仮の、松島に移った仮の地名ということで松島字鹿島台下志田と振っています。今回議決をいただきまして新たに新西品井沼となった折には、その後地番を振って地権者のほうに換地処分の手続をとってまいります。以上です。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　私自身も、この地域に隣接というか、近いところで田んぼを耕作させていただいているわけですが、よく言われることに、大崎市の下志田地区側は結構道路が管理されているんだけれども、松島側は行政界が入り組んでいるからとしてなかなか管理の手が及んでいないということで言われがちだったんですね。今回こういった形で整然と整理されることによって、今後はそういうことがなくなるんだなということに理解するわけなんです

が、ここの地権者の方々からそういったご要望等は何度かあったと思うんですが、その辺は今後解消されるという理解でいいんですかね。圃場地内の管理用通路ですから、いろいろと出されるわけですけれども、そういったところのお話というのは余り承っていたことないですかね、松島町は。地元の人たちは結構言ってきていますとは言っているんですけれども、どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　今回、17年から始まった県圃場整備をきっかけとしまして、いわゆる農道、道も同じように整備をさせてまいりました。水路につきましても、用悪水路ということで地番を振って町のほうの帰属となっているところでございます。これをきっかけに整備をされてきたのかなと思いますけれども、今後またこういった要望があるかどうかというの、土地改良区を通じて確認し、また事業を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　ひとつよろしくお願いしたいということと、実は、本日13日から１週間程度ですが、ここの改良区の総代選挙の告示という形になっているかと思いますが、基本的には総代を通じ改良区のほうにその維持管理等を申し出されますが、地元の松島町にもこういう形での地権者からの要望等というのは伝えられるようには、改良区のほうにお願いしてきていますので、いずれそういった話があった場合には、よろしく対応のほどお願いしたいと思いますのでお願いします。以上です。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　ございませんね。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第47号字の区域を新たに画することについては原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第４８号　指定管理者の指定について【松島防災センター】

○議長（片山正弘君）　日程第８、議案第48号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　前回も話を聞いたかと、ちょっとダブることはあると思うんですけれども、今回３カ所、指定管理者が出ました。これを見てみますと、もちろん施設の内容、地域、人口、いろいろなことで違いますから、内容が違うのは当然かと思いますが、改めて指定管理者の算定方法、指定管理者の料金、利用料金とか何とか今説明受けました。松島防災センターについては、月９団体、9カ月と、８万1,000円ですよと。それから、全部で利用料金が12万9,000円とこのようになっておりますが、こういう算定方法は区との協議の中でやったとは思うんですけれども、実際どうなんだか、その辺をまずお聞かせください。

○議長（片山正弘君）　赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君）　利用料の算定の根拠といたしましてご説明させていただきます。まず、松島防災センターの件になりますけれども、近隣に集会施設３施設ございまして、垣ノ内集会場、蛇ケ崎集会所、小石浜支館ということで３施設を管理されているんですけれども、その中で何か参考になる部分はないかなということで、させていただきましたけれども、実際利用料金等ではなかなか収入が上がっていないということもございましたので、この利用料金の1,000円ということにつきましては、過去の避難所等で設定いたしました1,000円ということでさせていただいておるという経緯がございます。実際、今回の３施設の利用料金の内訳の根拠といたしましては、まず、松島防災センターにつきましては、大体月に９団体、延べですけれども、９団体の利用を見込んでおりまして、大体８万1,000円ぐらいの収入を見込んでおるということになります。ただし、これは普通に地区のグループ、サークル等での利用を1,000円ということで見込んでおりましたので、この中で例えば教室ですね、何かを教えていただくような教室等々を開催すれば、これは、ここの計画書の中でも記載されておりますけれども、個人的に使用するということで、1,000円プラス1,000円ということで2,000円の利用料金が発生しますので、そうなりますとそのような団体が利用する場合、大体１事業者が週１回利用されれば、大体2,000円が４回ということで、実際８万1,000円ぐらいの利用料金というか、そこの部分は確保されるのかなと思っていますので、そのような内容で算定させていただいているところでございます。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　今、松島にはほほえみとか、そういうところもある、そういう海岸地区にもある、そういうことでバッティングするということもあるんですね。今、言われたように、海岸は松島防災センターは、９事業者だと。それから、長田にもそれぞれありますね。そういうことで、これは、一応計画の中でこのように、目標を立てて利用料金、こういうふうに計算したとは思うんですけれども。それを、このように進めるということが一番計画書の中で一番いいんですね。後で言いますけれども、今度、管理料ですけれども、管理人手当、これは見てみますと皆ばらばらなんですね。松島の防災センターは４万5,000円、長田は２万円、手樽は２万7,000円だと。このように一番開きがあるので２万5,000円も開きがあるということなんですよね、松島防災センター４万5,000円と、長田の場合２万円。何でこのように、人件費が違ってくるのかなというようなこと、どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君）　赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君）　各避難所の管理責任者の賃金が違うということへのご質問ですけれども、こちら、申請書が各地区のほうから上がってきておりまして、その地区の考えがこれに反映しているということになっております。実際、施設の管理責任者なんですけれども、行政員さんを主に充てられているということで、この金額に対するいろいろご質問等はございませんで、私どものほうでも月5,000円ですよというようなこちらからのお話も特に差し上げませんで、聞かれれば周りでの報酬がどれぐらい払っているんだということで、ご質問があればお話ししているということの経緯でございまして、ここに記載されている報酬の部分につきましては、各区のほうからお示しされた金額ということになっております。以上です。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　区から出された金額だと。今、月5,000円だと、大体。海岸は、松島防災センターは大体そんなものですね。今度、長田のほうは二千幾らなんですね、月ね。そうすると、5,000円にはなかなか届かないんですね。そういう中で、極力こういう人件費的なものは、区の要望はあると思うんですよ、しかし統一した考え方を持っていったほうが、私はいいんでないかと思うんです。いろんな会議の中で「あんだほう何ぼや、あんだほう幾らや」とこういうふうになって、やはりいろいろな支障も出ないこともない。そういうことですから、今後は、このぐらいの基準ですよというようなことを言っていただきたいと。それで余ればその指定管理者の料金の中にやっていけばいいのかなと。少しでも、こんな人件費だって大変なことなんですね。あそこを開けたり閉めたり何だりかんだりと、そういうこと

もあります。そういうことで、ちゃんとその人件費の部分は統一の考え方を示せないかなということを申し上げたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　管理人の手当の統一化ということでございますが、指定管理者の指定ということで考えていきますと、かなり難しいということです。指定管理予定者が、自分のところの施設を管理する際にこのぐらいの手当をもって管理人さんにお願いするという状況を考えますと、松島地区の手当の考え方と手樽地区の考え方とちょっと違ってくるだろうと。それを統一的にするのは難しいと思います。ですから、先ほどうちの危機管理監が申し上げましたように、ほかではこのぐらいのお金ですからねという話は一応させていただいていると。そんな中で、松島地区はこのぐらいですよと提案していただいているということですので、私どもとしてはそれを「ああ、そうですね」と言うしか今のところはないと。これを強制的に２万5,000円でやってくださいねとか、月2,000円でやってくださいねとはちょっと言える状況にはないと。これが指定管理者制度のあり方でもあると思います。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そういうふうに言われれば、うちはこれしか必要でないよと言えばそれで終わりなんですけれども。そういう中で、こういう、町のほうではこのぐらい見ていますよとは言っているんですね、ほかの地域には。そうですね。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　ほかの地域の実例を申し上げているということです。それと、人件費ということでございますが、例えば、鍵を開け閉めする、鍵をお預かりするというだけのところもあるかもしれませんし、あとは、簡易な清掃をお願いするというところもあるかもしれませんし、それから場合によっては日々の窓の開閉もお願いしますというところもあるかもしれませんので、それはおのおのの施設によって違いますので、これも統一できない要因の一つにはあるのかなと思っています。ですが、何度も繰り返しますが、ほかの地区の人件費というんですか、このぐらいですからねという話はさせていただいて、色川議員、先ほども申し上げられたような「ほかではこれぐらいもらっているんだけれども、おらほうはこのぐらいしかもらわないんだもんね」というようなことは、できればないようにはするような努力はさせていただいているということです。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　わかりました。そのようにやっているということでございます。

それから、この収支計画書、このようになっております。このように、利用していただければ、区の負担も少なくなると。それから、空調費ですね、いただいているところと、いただかないところ、松島防災センター、手樽は空調費はいただいています。ここには。磯崎のほうはいただかないんだと。これも区の考え方で、こういうふうになるのかなと思うんですけれども、あれだけ大きい建物になりますと、今度は、今までは空調のないところでやっていて、お金かからなかったんですけれども、あれだけ立派なもの、大きいところになりますと、相当の電気料を食うと思うんです。基本料金は補助しますけれども、こうなりますと２時間３時間の会議になりますと、相当な電気料金がかかってくるというようなことがあります。これは、磯崎区は要らないよというようなことになりますけれども、このようにして、最終的に収支決算が赤字になったと。こうなってきますと最終的には区ではなかなかやらない。そうすると区費、上げなければならない。こういう最終的にはそうなるかもしれません。１軒で100円上げましょう、200円上げましょうと。こうすると、せっかくの避難場所も、本当に立派なものをつくってもらって、今度住民の負担が大きくなってくるというようなことが一番私心配なんですね。そういうことになりますと、今、公的施設の維持管理費がどんどんどんどんふえてくると、それも問題。それで今度は、住民の皆さんも負担がふえてくると。そういうふうになりますので、その辺の考え方というんですか、もうやれなくなったと、区のほうで余りにも赤字が大きくなってやれなくなったと。そのような場合、町の考え方というのはどのようなお考えなんですかね。

○議長（片山正弘君）　赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君）　収支の部分で、区の負担の持ち出しが出た場合ということでございますけれども、当該、今回３施設のご提案をさせていただきますけれども、９カ月間の指定管理期間ということで、こちらのほうは設定させていただいております。ほかの集会所等におきましても、地区で会合等をする場合にはガス代とか電気代、こちらのほうは徴していないということも確認しておりますので、実際、ほかの施設におきましても、やっぱりガス代等々は収入として上がってこないのかなということでございます。実際、このガス代とか電気代とか、実際影響してくるということは、影響するのは個人的に利用される方なのかなということにもなってまいります。実際、この指定管理期間が９カ月ということもありますので、新たな申請は３月定例会を予定しておりますので、年度内中に上がってくるかと思うんですが、運営の実績の状況等を判断しながら、その実績に応じた指定管理料を設定するようには、こちらのほうも検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　今、危機管理監が言うように、９カ月これからやるわけで、実績が出てくるわけですね。そういうふうになって、利用される方、１件でも多くなれば一番いいんです。そういうふうにならない箇所もあると思うんです。そうすると、このような計算書が出てこなくなるわけです。そういうことで、どうぞ見直し時には、区に余りにも負担がかからないような、そういう補助的なものも考えていただければありがたい。これ手樽でも同じです。手樽、４カ所も今度できると、できているのもありますけれども、本当に維持運営するのが大変でないかなと。町長のおひざ元でございますので、本当に大変ではないかなと。そういうことも含めながら、やはりちゃんとした、負担がかからないような政策をとっていただければと思います。以上です。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　この議案だけじゃなくて、前の46号ですか、ここでいろいろな避難所を掲載していますけれども、ここで一番これから危惧されるのは光熱費、それもエアコンの電気料だと思うんですね。手樽に関しては、地区で各区費が上がるよと、上げないとできないよと私は言っています。なぜかというと、環境にいいところに今度行くんだから、負担がふえるのは当たり前だと、私は話をしています。ただ、それになるかならないかは別として、三浦は上げると決めています。ですから、色川議員のように、何もかにも町で云々というのはなかなか難しいと。やはりそれに見合ったものになっているので、以前、左坂地区でああいう支館を建てたときに合併浄化槽になって、ある議員さんのほうから年の区費はあそこが12行政区で一番高くなっているんじゃないかって、いろいろなそういう議論がありましたけれども、それはまず置いておいても、やはり維持費はかかるわけですね。ですからやはりそういう電気料に関しましては、例えば空調等に関しましては、きちっと地域で負担できるようにというようなことは、担当のほうにお話をしております。そういったことで、ある程度地域からのこういった避難所を使う、利用される方もある程度のご理解を願えればなと思っているのが町側の考えであります。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　これで終わります、私は何もかにも町がということではないんですね。公的機関も利用する人はやっぱりお金はちゃんとはらわなくてない。そういうことは厳密にちゃんとして、ただ、利用数がどんどん予想より全然少なくなった場合、そのことで負担が地域に、今、町長が手樽は100円200円上がるかもしれないと、上がるというような話をしま

したけれども、そうなるんですよね、どんどん。ということで、その辺もやっぱり。全面ゼロということは、私は余り好きでないんです。だから、ちょっと、幾らか負担して、それをやっていくというようなことが私は必要ではないかと思っています。以上です。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。２番赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　ちょっと確認ですけれども、この避難所の関係と一般のコミュニティセンター等、集会所施設等の指定管理については同じ考え方ということで理解していいですね。その確認だけしておきたいんですが。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　基本的に同じです。集会施設、今、29カ所ございますが、これも指定管理者としての終期、終わりですね、この避難施設の終わりと同じ時期になっていますので、見直しするのであれば一緒にできるという状況にあります。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第48号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は１時といたします。

午後０時０４分　　休　憩

午後１時００分　　再　開

○議長（片山正弘君）　再開いたします。

９番太齋雅一議員、午後より出席をしております。

日程第９　議案第49号　指定管理者の指定について【長田避難所】

○議長（片山正弘君）　日程第９、議案第49号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第49号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第50号　指定管理者の指定について【古浦避難所】

○議長（片山正弘君）　日程第10、議案第50号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第50号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第１１　議案第５１号　工事委託に関する変更協定の締結について【浪打浜排水区雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定】

○議長（片山正弘君）　日程第11、議案第51号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　２番赤間です。

後からでしたが、資料として工事締結に係る資料をいただいたわけですけれども、この見積活用方式による単価の見直しとなった項目が中心になっていますが、さきの議案として添付いただいている資料の中で、増減の額で一番大きいところの諸経費の部分についてお尋ねさせていただきます。といいますのは、ここにおける土木工事費の土工から附帯工までをトータルして諸経費を生み出しているのか。それとも単体にこれらの土木工事費に係る諸経費として一定程度のパーセンテージを掛けて一式という形で出されているのか、その辺の捉え方というか考え方、まずお尋ねしておきたいんですが、よろしいですか。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　諸経費の出し方でございますが、通常の積算どおり全て積み上げてから一般管理費、現場管理費というような諸経費の率を算出しているところでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　今、お答えいただいたわけですけれども、それは土木工事費とその下にある機械電気設備、そして工事価格、それから今言われた一般管理費相当等、現場管理費等、所定の率を掛け合わせして最終的な工事総額と書いて出されるんだと思いますけれども。私がお尋ねしているのは、あくまで土木工事費の中における諸経費という部分、これを捉えての考え方なんですね。単純に言いますと、土工から附帯工までを総額、例えば当初協定では５億9,000万円の数字に対して約40％ですね、それから変更協定のほうでは、以下同様にして土工から附帯工までトータルしますと６億9,363万8,000円と、これに掛けることの、これはパーセント的に言うと73、４％になりますかね、５億1,100云々の数字ですかね。そうするとその差額が当初協定と変更協定とに当たっては約１億円の差が生じてしまう形になるわけですけれども。本来、私の認識というか理解の仕方ですと、総額が上がれば諸経費率というんですかパーセントとしては下がらなくてはいけないんじゃないかなと思っていますけれども、同様にして上がっていますから、その捉え方というのは、これは、下水道関係の工事ですか、工事的に、その辺の捉え方というのはどういうふうに理解しているのかなと。町側として。

その辺を聞きたいんですけれども。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　私の説明の仕方が悪くて大変申しわけありません。赤間議員のおっしゃるように、土木工事の土工から附帯工まで、こちらの合計に対しての諸経費、いわゆる共通仮設費、現場管理費、一般管理費ということで諸経費を算出しているところでございます。赤間議員おっしゃるように、諸経費の率が高いんじゃないかということのお話かと思われますが、私も20数年ぶりに現場のほうに戻って、諸経費、いわゆる共通仮設、現場管理費、一般管理費の高さ、率が高いということで、20数年前に比べれば随分高くなっているなということで実感しました。こちらにつきましては、以前、ちょっと専門的な話になるかもしれませんけれども、直接工事費の大体1.6とか１．何ぼとか掛ければ工事価格が標準的に出るということで、現在の状況ですと、東日本大震災以降、こちらも国の入札不調、不落対策かもしれませんけれども、諸経費が２割、３割増しになっているのが実情です。こちらで、標準的な歩掛とかを算出していますので、赤間議員おっしゃるように高いんじゃないかと言われても、それはルール上の話で積算しておりますので、どうしても、大震災以降、この辺の率が高くなっているということでございますので、こちらについてはご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　それで、なんですね。いわゆる松島町と、日本下水道事業団との協定を今回提案されているわけですが、提案理由書の中の土木工事発注において２回の落札不調となりと、そのため国と協議し国においても実施している云々と書かれている内容だからこその話なんですが、これは、あくまで下水道事業団がさらに下請け業者というか、そこに発注行為をかけたところ不調に終わったということなんですか。松島はそこにかかわりないんですよね。最初に協定で結んだ数字の範囲でおさめるように事業団さんは努力をしなければいけないんじゃないかなと思いますので、その質問という形になったわけです。そこの話をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　町と下水道事業団の関係でございますが、提案理由で説明しているように、平成27年７月に日本下水道事業団と浪打浜排水区ポンプ場建設について12億5,800万円ということで協定の締結をいたしました。この協定の締結の中身としては、土木工事、機械工事、管理諸費等ということで、全体でまず契約していると。工事の発注について

は、日本下水道事業団での発注になるということで、下水道事業団としても町の当初協定の中で工事を発注ということで進めたんですが、１回目は、金曜日ご説明したように応札者がいなかったと。２回目については不調ということで、こちらを踏まえて国と協議してこのような形になったということでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　日本下水道事業団と町とのお話し合いの中で、下水道事業団としては震災以降とりわけこういった種の工事に当たっては、ここの、後からいただいた資料に掲げてある内容に記載のとおり、作業員の確保が難しい云々から始まり、２次製品単価あるいは原材料費等の高騰等、人件費等の何や等があっていたし方ないんだというお話なんでしょうけれど。それにしては、昨年の協定からこの１年余りで２億数千万円の数字、絶対的な数字が大きいからとしてこの２億1,900万円ですか、数字が変更協定の中で跳ね上がっているということですが、今後、こういったことは、最終工期までの間で再度起きるということは考えられないですよね。その点のお話し合いというのはどうなさっていますか。その辺お聞きしたい。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　こちらにつきましては、私、４月から水道事業所のほうに来まして、日本下水道事業団の担当者と３回ほど打ち合わせしました。それで、町としては今回の２億1,900万円の増額でこれ以上は認められないと、あくまでも協定金額の中で進めていただきたいという旨は日本下水道事業団の担当者にはお話ししております。町だけじゃなくて、下水道事業団としても、この町の意向をくんで、今後の工事について進めるということで理解しているとのことでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。他にございませんか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　今もお話があったわけですが、２億1,900万円ですか、これだけの変更をかけていくということで、いろいろと資料は出していただいているわけですが、ただ、私らはこの資料を出されても、何を信じればいいのかということになると、なかなかわからないと。執行部から出された議案だから信じてくれと、こういうことになるのかなと思って見ております。事業の内容も浪打浜の排水区の雨水ポンプ場の設置だということで、これも松島海岸の観光地一帯の雨水排水にかかわることですから、何が何でも進めていかなければならない、こういうことで認めざるを得ないのかなという思いもしながら、残念ながら、ただ、何をもって我々はこれを信頼し得るべきなのかというところが見えてこないんですね。そう

いう点で、町としても日本下水道事業団のほうから出された協定の中身が本当に妥当性があるのかどうかと、そういうことについてどういうふうに考えているのかですね。なかなか、今のお話を聞いていても下水道事業団のほうでの見積活用方式によるやり方だということだけであって、具体に実勢価格との乖離がどれだけあったのかということを町自身が確認をしているのかどうかということになると、その辺はどうなのかということになってくると思うんですが。議会としては、この金額がやっぱり妥当なのかどうかということを判断することになるわけなので、その辺、我々に確信が与えられる中身としてどう考えておられるのか、その辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　ただいまの、今野議員の質問ではございますが、確かに町としての妥当性の判断ということを言われますと非常にきついというか、判断できていないと言うしかありません。こちらなぜ、町が判断できないのかということになるかと思いますけれども、見積活用方式ということになると、施工歩掛とか材料単価、機械経費、賃料、こちらの部分のいわゆる単価の積算に当たっての見積部分で活用するということになりますので、材料部分であれば100円から200円とかというのであれば、その妥当性がどうなのかということの判断は職員としてもできるかもしれませんけれども、ただ、複数の業者から出た場合、100円、200円、220円とかと出た場合、妥当性がどうなのかということもちょっと、町としても判断できかねる部分がございます。また、施工歩掛になりますと、単位当たりの金額を決めるもので、こちらについてはやっぱり積算の専門的、機械経費とか、バックホウのサイクルとか、人工とかということで専門的になりますが、そういうのの判断は職員としてはちょっとできないというのが実情でございますけれども、そちらについて、下水道の専門的知識、これまで他市町村の多くの実績を持っている日本下水道事業団のノウハウを踏まえて、そちらで国で唯一定められた下水道の法人ということもございまして、町としては見積活用方式の単価の妥当性ということにつきましては、事業団もきちんと判断しながら積算に反映しているということで認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　なかなか、町としてもわからないということで、下水道事業団との協定なので、言ってみれば紳士協定だよと、そこにはうそ偽りはないんだよと、こういうことなのかなと。その上に立って、町として判断していると、こういうことだと思うんですが。それにつけても、私たち議会として判断をするというときに、やっぱり何かもう一つ確実なも

のが欲しいなと思うわけです。そういう点で、今回はできないと思いますけれども、今後もこういう事態がもしかすると発生するかもしれないということがあるわけですよね。そのときに、舛添さんではありませんけれども、第三者の機関がきちんとこの契約内容については一定程度の精度を持ったものだということが保障できるような、そういう審査のようなものがあればいいのかなと思っています。松島のような弱小自治体というのは、大概同じような状態にあるかと思いますので、そういう意味では宮城県であるとかがそうした弱小の自治体を支援するような機構、機関、こういうものをつくって、こういう変更契約等の内容についてきちんと審査をしていただけるというようなことが私は必要なのではないかと思うんですが、今後のあり方の問題として、そういったことについて、どう考えておられるか、その辺についてお聞かせください。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　今後のこの見積活用方式の妥当性の判断についてということのご質問かと思うんですが、ちょっと私が調べられる範囲で調べたんですが、宮城県内の市町村で見積活用方式についてホームページ等に掲載されていたのが仙台市がございました。仙台市についても入札不調、不落になった工事ということで、見積活用方式を実施しますよというホームページはあったんですが、どのぐらいの不落とか不調があって見積活用方式を実施したのかまではちょっと調べておりませんでした。また、宮城県でも見積活用方式を採用しているのかということでお尋ねしたところ、宮城県では見積活用方式は採用していないということでございまして、現時点では見積活用方式を採用しているのは県内では仙台市のみかなと、実績はわかりませんけれども、そのような実情だと思います。本見積活用方式が、国のほうにおいて標準化というか、なった場合、数々の問題点、課題点等が出てくると思うんです。ちょっと古い新聞のやつを、私、インターネットで見つけたんですが、関東地方で国の職員が見積活用方式ということで、各自治体のほうに説明会を開催したところ、各自治体のほうから妥当性の判断をどうすべきなのかというような質問があったようでございます。その妥当性の判断に対してどのようにするかというのは国のほうも即答を控えて、回答しないままというような新聞記事は見つけたんですが、このように、うちの町のような小さい市町村ですと妥当性の判断は、先ほどの答弁と同じになりますが、どのようにすべきかということと、先ほど言ったとおり課題点、問題点、どうなのかというのが、これが標準化になると出てくると思います。これらも含めて、今後の国における見積活用方式の標準化に向けた説明会とか多々ある中で、そちらの、今野議員おっしゃるような第三者機関とか、そういう

のの設置が必要であれば、要望なり意見ということで申し上げていきたいということで思っているところでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　どうしても、そういう意味ではこの見積活用方式で出される、言ってみれば積算歩掛等々ですね、こういうものについて我々がこれでいいかなという確証を得られる、そういう担保がなしではなかなか難しいなというのが今の状態だと思うんです。やっぱり、今後は、我々にも示し得る担保といいますか、第三者機関のお墨つきといいますか、そういうものが必要なのではないかと思いますので、その辺については、ぜひ町のほうでも検討していただいて、県なり何なりにそういったご相談もしていただいて、できれば実現していただきたいと思うわけです。

　もう一つ、最後に、本町には入札監視委員会というのもあるわけなんですが、この辺とのかかわりで、この問題等々についてご相談した経緯や何かがあるのかどうかですね。あるいは、今後、入札検討委員会にこういう問題について検討事項として提示をする考えがあるのかどうか。その辺についてお聞きをしておきたいと思います

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　水道事業所の立場からで申しわけないですけれども、私、前に財務課におりまして、入札監視委員会のほうも担当しておりまして、たしか今の町の条例ですと、町が発注した工事、業務委託に関しての契約とか入札行為となっていたかと思います。今野議員がおっしゃるような改正ということも考えた場合ということだと思われますけれども、確かにこの案件を、単価になりますけれども、もし入札監視員会に出した場合、水道事業所の考えですけれども、先ほども申し上げたように施工歩掛とかそちらのほうがやっぱり出てくるということになると、今回金曜日ですか、入札管理委員会の委員の諮問の中で大学の先生等もいましたけれども、その施工歩掛の積算の部分について詳しいかどうか、先生わからないですけれども、そういう積算の歩掛上とかそちらまで踏み込んだ形になると、どうしても、今考えられるのは難しいのかなと。ただ、町といたしましても、審査するに当たって、いわゆる調査とかもして入札監視委員会のほうにお願いしなきゃないということになると、先ほどと同じ話になりますけれども、ある程度の知識なりを持っていないと妥当性の判断も委員会のほうに付議して、それで審議していただくという形になりますので、水道事業所としてはかなりこちらも厳しいのかなと思いますが、検討していくと、ちょっと私は言えないですけれども、水道事業所の立場としてはかなり難しいと思っているところでございま

す。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　事業の立場と入札監視委員会ですね、入札監視委員会の審査というかそういう案件は、先ほど水道事業所長が言ったと。ただ、それはそれとして、今回みたいな案件ですね、逆に、妥当性を説明する、歩掛を説明するのはなかなか難しいところはありますが、その入札を執行する一つの行為と言えばいいんですかね。そういう一つの考え方でどうなんでしょうかねという意見を聞くというか求めるというか、要するにお話し合いをする場はできるのではないかということであります。そういう感じで、入札監視委員会、相談になるか何かはわかりませんけれども、相談する、意見を聞くということはできるのかなと思っております。なお、今回の案件について、入札監視委員会のほうに意見を求めてはおりません。以上であります。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　入札監視委員会ですか、今、お話あったように、東大出の大学の先生がいたり、慶応義塾大学卒の先生がいたり、学院大の工学部の先生がいたりですね、大学の先生方が並んでいらっしゃるわけで、非常にケースとしてはそうそうないケースですし、珍しくておもしろいのではないかと、大学の先生方からすれば興味のある事項に私はなるんじゃないかなという気もしますので、できればこういう問題も提起をしていただいて、こういう場合にどういう対応がいいのかというご意見などもいただいたらいいのではないかなと思ったものですから、入札監視委員会ということでのお話をさせていただきました。ぜひその辺のご意見も聞いていただきたいと思います。今回のこの入札に関しては、進めなくちゃいけない事業ですし、めくら判というわけではないんでしょうけれども、下水道事業団との紳士協定だと、こういうことで理解をしていきたいとは思います。終わります。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　私のほうからは、当初７月ですか、応募なしということで、それ以後10月に不調となったということでしたけれども、それから28年の２月になって国交省と協議したということですけれども、この期間ちょっとあいているなと思ったので。その辺は事業団でないとわからないのか、それ報告受けていると思うのでちょっとお聞かせください。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　再度説明させていただきたいと思います。

まず、初めに７月13日に、町の議会の議決を得て日本下水道事業団と協定を締結したところ

でございます。事業団の入札の経緯は７月21日に公告したところ、応募者はございませんでした。それで、同年９月７日に入札公告を再度いたしまして、10月27日におきまして不調となったところでございます。それで、その後ということで、10月27日以降２月まで、国との調整に入ったということでございまして、見積活用方式とかの検討、入札不調に対する金額の調整とか、そちらが10月以降２月までやっていたということでございまして、それで28年２月10日に２回目の応札者に対しての随意契約の応募通知を行い、３月４日の入札、そして落札者が決定し、３月14日に契約締結というところを行ったところでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　わかりました。あと、この事業団のとの協定の中に、設計内容の変更とか賃金の変更等あったときには協議しますよということにうたっておりますけれども、やはり私なんか初めて聞くような見積活用方式というんですか、そういうふうにはうたっていなかったんですけれども、この方式はどっちからでてきたの、下水道事業団のほうから出てきた話なのか、国からの指導だったのかということをお願いしたいと思います。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　そこまでになると、国のほうからか下水道事業団のほうからなのか、明確には答弁できないんですけれども。金曜日にご説明申し上げましたが、国のほうでもこの見積活用方式を不落不調対策でやっていると。あと、下水道事業団についても、これまでの他自治体からの協定の工事等においても見積活用方式を実施しているということで、１回目応募者なし、２回目不調ということを踏まえて国との協議の中で見積活用方式での進め方ということで決定しているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　わかりました。一つ、監査委員の立場から申し上げますと、例えばの話ですよ、監査請求なんか出てきたときに、いったいこれは妥当だという判断をするのに、今、今野さんの質問にありましたけれども、誰がするんだということになると、非常に困るなと思うんです。そうした場合、私らは誰に意見を求めてどう判断するのかということになると思いますので、できるならば早急に、さっきの質問にもありましたけれども、第三者機関とかいうものを設置して、そういう妥当性というものをしっかりと判断できるようにしておくようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　第三者委員会、別のほうでもテレビでありますけれども、一応、今の段階では、そういう第三者を設けるという考えはございません。と言いますのは、これを進める上で先ほどありました２月までの間、国交省、これはルールとしてあります。それを使っていいかというところを国と調整をし、やると。それから、組み合わせ、歩掛等々、それから参考をとる、これも国交省とのやりとりが入って、妥当と言えばいいのか適正というか、今に合っているかと言えばいいか、そういうのを一応やっているということをもって、我々もこれによって協定の変更に取り組んでおりますので、今の段階ではその第三者、ご意見としては、そういうことは感じておりますけれども、今の段階では第三者のを設けるという考えはございません。

○議長（片山正弘君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　よく、気持ちはわかりますけれどもね、やっぱりどうしても、言われたとおりの積算になるのかなという感じがします。ですから、そこは「言われたんですけれども妥当ですよ」という判断する機関がないと、どうしても、議会の皆さんも同じですけれども、議会から監査請求なんか受けても、住民から監査請求受けても答えようがなくなってしまいますので、そうしたときにきちっと機能できるような機関を設けてほしいなということをお願いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第51号工事委託に関する変更協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第１２　議案第５３号　平成２８年度松島町一般会計補正予算（第２号）について

○議長（片山正弘君）　日程第12、議案第53号平成28年度松島町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。色川議員。

○10番（色川晴夫君）　補正予算でございまして、先ほどふるさと納税、さっきは予算まで入ったということもありますので。

まず、業務委託、440万円だというようなことでございます。これはどこに委託するかというのは、もう決定でございますか。これからですか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　業務委託先は、前の資料で説明しましたが、一括代行を考えていますよということで、まだ業者は決まってはございません。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　こういう委託業者は何社ぐらいあるんですか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　うちのほうとしましては、全国展開できる業者というのを考えておりまして、そんなに多くはないと考えてございます。町のほうに見積りとか今まで昨年来からいろいろ来ている業者さんというのは数社ございます。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　今回、私も質問の中でこういう全国展開している委託業者があるよと、職員も大変でしょうということで言った経緯はあります。その中で、直接役場の中でやるというような考えはほとんどなかったんですか。もう最初から委託業者にやるというようなことで進んできたわけですか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　自前のやり方も考えなかったわけではございません。ただし、自前でやった場合、例えばホームページのつくり方とか、いろいろ返礼品の業者さんとの打ち合わせとか、あとは決済代行会社との打ち合わせ、結構業務が多岐にわたります。そういうものですから、専門知識が必要だということで、職員ではちょっと難しいかなと考えております。ただし、これが落ち着いたとき、業者さんにお願いをして落ち着いた場合は、職員でもできる可能性はあると思います。

○議長（片山正弘君）　色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　多岐にわたるというようなことで、ほかでもいっぱいやっているところ

がありまして、直接職員がやっているところもあるわけですね。平戸なんかその有名なことでね。平戸がある職員が一人で一生懸命やったと、その結果があのように全国１位になったというようなこともありますので。立ち上げの部分についてはやっぱり大変なんですね。そういうことで、今、課長言われるように、ある程度覚えてきたら職員でやるというのが一つの勉強になると思うんですよ。全てが業者業者ということではなくて。何よりも、やっぱり私は、職員がこういうのを覚えれば、先ほど言ったんですけれども、直接１次業者と接触できるんですよ。そうすると、その町の産業を職員がわかることになるんです。なお一層わかってくるんです。そうすると、商品知識もこうあればいい、こうあればいいというように、一緒になって商品開発を進めて、１次産業の活性化が進むと。全部これを業者に任せていると、ほとんどもうだらんとしてきまして、幾ら笛吹けどといったってだめになってくるんですよ。ですから、その辺は現場の職員が、やっぱり仕事、なお一層わかるように、そのように将来は自力でやるようなことも考えながら展開していってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　職員も研鑽を重ねながら、例えば業者さんに委託してしまえば大体ある程度こういうことをするんだなというのが多分わかってくると思うんです。すぐできる話ではないんですが、ある程度年数を重ねますとノウハウを職員もわかってくると。中には、今まで結構若い職員が町に入ってきていますので、例えばインターネットが得意な職員とか、ホームページ得意な職員とか、もしくは業者さんとの交渉が得意な職員とかが生まれてくるはずです。そのようになれば、職員でも十分やっていけると思います。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そのように願います。それもなるべく早くやっていってほしい。ただ、そこで出てくるのは職員が足りないというようなこと、次のことは出てくると思うのね。でも、それは、松島町の１次産品とかそういう商業のブランド化とか進めるのに必要なことですから、これはやってほしい。それから、10月からこれを開始するというようなことであります。午前中にも、いろいろな返礼品とか何とかという話もいっぱい出ましたので、何を今のところざらっと、10月だから今一番でてくるのはカキかなと、それが超目玉になると、松島のカキが。そういうことを含めながら、今、どのようなことを検討なされておりますか。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　まず、冒頭の質問で、職員でやれないのかという話は、この話で議案に

かけるまでに、一番最初に私のほうから課長と班長を呼んで、そういうことは自分たちでできないのかと何回となく話し合いはしました。まだ震災復興半ばであって、派遣の職員から応援をもらっている中で、なかなか財務課からもそれに専従できることは難しいということで、では当面ちょっと頼むかという方向に、委託しようかということで。それから返礼品についてはどうしようかと、こういったものについても、今、何をこういうふうにしますとはまだ決めていません。これは、うちのほうの職員の方々とか、それから若い人たち、それから第１次産業の団体の方々、３次産業の方々、そういった方の意見を聞いて、それで委託先が決まったところとディスカッションをして、いろいろなものをきちっと精査していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　今からだということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、返礼品の割合というんですか、先ほども出ました。どのぐらいの、１万円についてはどのぐらい、仮に、ちょっといろいろなことを言うけれども、4,000円とか、１万円に対して40％返金とか、いろいろいな町々によって違いますよね。今、問題になっているのは余りな高額な返礼品は問題ですよというようなことで、午前中の話にもなったわけでしょう。そういう中で、松島町はこれから検討するということでございますけれども、おおむねどのぐらいまで考えているわけですか。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　おおむね幾らまでと、パーセントになるか金額になるかわかりませんけれども、まだそこまでは正直行っておりません。ただ、今、どういうものにするかということで、町長は、今後相手方とやっていこうと。それから、事務的な流れについては、業者の方にやっていただくと。ただ、このときに返礼一括で、金曜日の説明で税務課長が答えていますけれども、ただ、一括するといっても相手方が、請負者が全部決めるというのは好ましくないということで、返礼品について一つのルールづくり、要項になるか事務、何か、そういうものをきちんとつくって、その中で例えば１万円の方、５万円の方、さっき言った1,000万円の方、パーセントでいくととんでもないことになるということですので、ここの取り扱いについては、要項か何かで、返礼品取り扱い要項みたいなのをつくりながら、きちっとした形で町、事務取扱方、それから返礼品の相手方、返礼品をつくるというか納める方、そういう人たちの意思を統一した形でこれはルールをつくっていきたいと考えております。

ですので、今の段階でまだそこまではいっていないというのが、今の段階であります。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　ほとんど今からだというようなことになります。

それから、この表になって、一括代行しますね、代行業に任せますね。代行の手数料と、こう書いてますね。ほかでも、いろいろな自治体がいろいろな業者さんに頼んでいるということで、この手数料というのは、大体、おおむねどのぐらいの手数料のことを言うんですかね。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　手数料はたしか、昨年あたりもご質問あって、当時の財務課長が答えていたかと思いますが、今回は大体12から15％がかかっているようですので、予算上は一応14％で今回は試算させていただいたということです。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　私は、本当に、10月からこれをやるということで、非常に楽しみにしています。松島のカキが、カキということに特化しますけれどもね、だってこれが最高ですから、これが皆さまに、やっぱり松島のカキ、寄附していただいた方に本当においしいカキを返礼品として、一番の目玉にしていただきたいと、このように思っておりますので尽力してください。

それから、予算書の12ページ、観光費、３目観光費、瑞巌寺総合公衆トイレ整備実施設計業務委託210万円とあります。あそこ、くぐってすぐに左側にトイレがあります。あれは、本当に今も、あそこに詰めている案内の人からも再三「何とかならないのすか、本当にあそこのところ、当然毎日掃除をしているんですけれども、本当に古くてね、自信を持ってトイレどうぞと言うことがなかなかできない」というようなことで、こういうふうに予算計上になりました。今回のこの工事は、全面新しくするのか、改修するのか、リニューアルするのか、どっちなんですか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　この整備事業につきましては、相手方の瑞巌寺さんとも３回ほど話し合いをさせていただきまして、議員おっしゃるとおり改修がいいのか新設がいいのかと話し合いましたところ、できれば今の場所でなくての場所で新設ということで予定をしております。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　新設、今の場所ではないというようなことを聞きました。今、候補、瑞

巌寺は、あそこ全部瑞巌寺の土地ですから、当然意向あると思います。じゃあ、どの辺の場所を今考えられているんですか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　結果的に２カ所候補として上がりました。まず、最初、５月に話し合いましたときには、法雲庵駐車場入り口正面に向かいまして左手のほう、今、スーパーハウス等設置している場所がございます。そちらの場所ではどうかと。ただ、少し時間がおきまして６月の瑞巌寺の定例会では、やはりあの場所ではなくて、放生池脇の放生池広場、あそこの場所ではどうでしょうかということで、今、調整して、今回の業務を計上しているところでございます。以上です。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　瑞巌寺がお願いするということなんで、私もこれも初めて聞きましたんですけれどもね、放生池ということになると、ますます遠くなって、非常に、お客さんにとっては不便なところじゃないかなと思いますね。そういう中で、松島町のほうではどのように、それを素直にはいはいと聞くのか、いやと、もっと別のところというようなことも。せっかくつくるんですから、瑞巌寺の了解を得て、使う方の利便性を求めたほうがいいんでないかと思うんですけれどもどうなんですか。その辺の意見は言っていますか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　一番最初に、こちらのほうでこの整備事業を行うに当たって、どの場所が一番いいのかなというのを考えたときには、やはり一番は今ある場所にあるのが、場所もかわらないので利用者にとってはいいだろうと考えたこともございました。ただ、ここも、瑞巌寺さんのお話し合いを持ったときには、入ってすぐにトイレというのもどうだろうかという意見をいただきました。その後、法雲庵の場所、放生池広場と移っていきましたけれども、放生池広場のほうの話をいただいたときには、これからの水主町民家、避難道路等整備した後の町歩きのルートとなっていける場所になり得るんじゃないかと、そういうことも見込みまして、最終的には瑞巌寺さんの了解を得ての整備事業となっていきますので、町の意見も取り入れながら整備に当たっていきたいと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　ということは、放生池のほうに大体決まりということで認識していいんですか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　一番はそうなっていくのかと考えますけれども、今回の実施設計業務では、どの場所でどのぐらいかかるのか、どの位置が適正なのかということも業務の中で検討してまいりますので、今回、補正のほうで議案のほうで議決をいただきましたら、その中も検討して実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　それで、今回のトイレ、本当にありがたいと思うんです。こういうことは、前からずっとお願いされていたかもしれませんよ、いろいろな方々から。そうすると、この補正じゃなくて、やはり当初予算でこういうものは計画したほうがよかったんではないかと思うのね。その辺のお考え方、どうなんですか。なぜ、当初予算で、この６月でなくて３月予算に反映されなかったんですか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　議員おっしゃるとおり、こういった事業はやっぱり当初予算にしっかりと上げて進めていくべきものかとは認識しておりましたが、当初予算の時点では、これも確定的な話ではないんですけれども、財源が全く見込めない状況でございました。当初予算をつくる前の夏、８月ぐらいには企画調整課と財務課で実施しました実施計画のヒアリングのときには、今のところ何も補助がなくて単独事業費になってしまうと。それでちょっと当初予算から見送られた経緯がございましたが、今現在になりまして、東北観光復興対策交付金、こちら観光庁の補助金になります、補助率10分の８になりますが、こちらのほうの補助申請を実施してみました。外国人の受け入れ態勢整備事業というような内訳になっております。これが採択されるかどうかは、まだ全然担保性のないものでございます。ただ、５月６日に申請して、県の審査を通りまして５月20日に国に申請というふうに至っております。これが通れば建設、もちろん今の現在のトイレの解体費、そういったものも全部一括で申請しておりますので、こちらの財源が一つと。あとは可能であれば、今回補正予算歳入のほうでも上げておりますふるさと納税などの、そちらの寄附金も原資にしながら進めていけないかと考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　わかりました。それと、あそこ津波が入ったんですよね。そういう中で、あの辺は復興事業のそういう対象にはならない……今、もう総務課長がこういうふうに言っていますので、ならないんですね。はい。ならないのね、わかりました。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。（「すみません、まだ」の声あり）色川議員。

○10番（色川晴夫君）　それから、この一番最後の、17ページ、職員手当、管理職手当というのが169万8,000円ふえているんですね。そういうのあって、これはどういった、人事異動があってこのようになったのか、当初予算では見られなかったのかなというような質問です。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　班長がふえておりますので、その分の手当の増ということでございます。管理職は、班もふえたこともありましてふえております。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　わかりました。

それから、消防なんですけれども、これは財源補正というのありますよね、説明資料の中に、平成28年４月11日付通知により交付金決定に至らなかったため町債を財源とする財源補正を行うものであると。これは、こういうものは、やっぱり当局が考えて、ある程度財源については県との打ち合わせはちゃんと済んでいるのではないかと思うんですよ。そういうことで、今度、通知決定がならなかった、こういうことというのは以前にも、農業問題で似たような問題があると。こういうのは、事務的な調整ミスではないのかなと思うんです。そうすると、あとは町債でやると、あとは交付措置が将来あるのかもしれませんけれども、これはどういった、こういうふうにミスがでるんですか。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　ミスではございません。今回、補助金の申請を行っておりましたのは、消防防災施設整備費補助金ということでございまして、こちらにつきましては、宮城県の指導を受けながら、本年１月に補助金申請の要望を行っておりました。この、宮城県の指導を受けながらと私申し上げましたけれども、平行して消防庁とのやり取りも行っておりまして、その段階でふるいに落とされた自治体もあったという中で、２市１町が最後残ったということで、その２市１町がうちだったわけですけれども、そこまで残ったので大丈夫だろうと、とれるだろうということで当初予算で補助金ということで上げさせていただきました。しかしながら、全国から予算枠以上の要望があったそうで、近年の火山対策、南海トラフ地震対策など、緊急性の高い事業に対して重点的に配分されたことにより、本町への配分まで至らなかったという説明を県のほうからいただいております。補助金ではございませんけれども、今回の町債の件をお話ししたいと思うんですが、補助金と相当の額が交付税として参入される優位な起債がありますよということで、県のほうからご指導いただきまして、紹介されまして、今回財源構成として補正予算を計上するということに至りました。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　だから、さっき言ったように、以前トマトの問題でもこういうことがあったじゃないですか。やっぱり確定してからこういうのは上げていただかないと、やっぱり、財源補正できるのはいいんですよ。もちろんこれは、早急につくらなきゃないものでしょう。でもそういう補助がちゃんとある中で、町債よりもこういう補助事業の中でやっていったほうがいいのかなというようなことであります。ですから、今後こういうことがないように、ひとつやっていただければありがたいと思います。以上で終わります。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。２番赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　２番です。

私は、最初に、事項別明細書の最終ページの17ページから入らせていただきます。一般職の職員数の部分です。比較で４人減と、この６月定例会において上がっているわけですが、４人減の内訳と、なぜこの時期に４人減なのかというところをお知らせいただきたいんですが。

○議長（片山正弘君）　太田総務課参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田　雄君）　４人減の説明を申し上げます。

まず、新規採用職員、当初は12名採用予定でございましたが、こちらのほうは10名の採用にとどまったと。それから、残りの２名につきましては、特別会計介護保険特会と下水道特会のほうに人事異動により移っているがための減となっております。以上です。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　多分そういったところかなとは思いつつ、特に、この場で申し上げておきたいと思うのは、人事採用でぎりぎりまで、多分、新採の方２名については留保していたというんですか、押さえていたんだと思うんですが、いかんせんその方々も将来設計というんですかね、そういったところを見たときにより有利な企業さんなのか自治体さんなのかに行かれたんだろうなと思います。それで、松島側として、そういった場合をある程度想定はしていたんだろうと思いますが、そういった対応についての部分で、新採の28年度への予定で配置すべきところに配置されなかったと、それに対しての対応のあり方とか、そういったものについてはどのように考えたんですかね。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　今、新採でマイナス２だった分についてお話をしたいと思うんですが、１人は保育士、幼稚園教諭両方の資格を持った方をずっと採用すべく募集していたわけですけれども、それが定員に満たなかったということでございます。それから、もう一人の

方は、３月９日に合格通知を申し上げたわけですけれども、３月30日にドタキャンがあったということで、これはもう防衛措置がないなと私ども思っております。今年度もやめる保育士の方もいらっしゃいますので、その辺も留意しながら、人事計画をやっていかなくちゃないなと思っております。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　また同じように、新採で予定された方が、年度末ぎりぎりで辞退されてということですが、町として新採の採用枠、いわゆる２カ月間とか３カ月間とかそういったものを人事名簿に記載していて、万が一にもそういうことがあった場合には補充をかけるとか、いわゆる台帳上から次点の方を、若干名でしょうけれどもね、そういったことであらかじめ予定して臨むとかね、そういったことは考えられないんですかね。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　もちろん、それは考えておりました。次点採用というのも現実的にあります。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　しかしながら今回はそうはいかなかったという結論だということですか。わかりました。

　それでは、ちょっと戻ってもらって、提案理由書の中から何点か質問させていただきたいと思います。最初に、２ページ、12の７款商工費１項３目観光費における、先ほど色川議員がお話しされた公衆トイレの話です。現段階では実施設計業務を発注したいという見通しであります。年度内の実施設計の成果を予定されて次年度以降の建設計画であるのかどうか、というところですね。ちょっとお話いただきたいんですが。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　実施設計そのものなんですけれども、業務をすぐ発注したとなれば、業務は約２カ月間で完了すると事業者のほうに確認をしております。ただ、実施設計業務を進めながら、同時に文化財の変更協議も、町の教育委員会を通して県の文化財保護課に確認をしていかなければならないと。これ、業務完了してから、現状変更届を出すと手戻りになってしまいますので、そこの時間がかなり読めないところなのかなと考えております。ですけれども、実際の業務完了しましたら、許されるならば建設費のほう、補正予算のほうに計上して、ことし中、いつ提案になるかわかりませんけれども、建設費を上げて繰り越し手続などとって、最終的に30年の落慶法要まで、できれば30年の３月までには完成できるよ

うな計画をしていることろでございます。以上です。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　実施設計の成果を見て、その設置すべき公衆トイレの規模というんですか、男子用幾ら、婦人用幾ら、あるいは身障者対応幾らという感じで見るんだと思いますが、そういった部分というのは、これまでの公衆トイレの実態把握から、これぐらいは最低限必要だろうなと思っているものはあるんですか。その辺、210万円ぐらいの委託料を想定していますが、その辺、ちょっとお話いただけますか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　この業務に210万円計上する積算は、根拠は何かということになってしまうかと思います。実際、富山のトイレと同規模程度、もしくは面積としては若干小さくと考えておりまして、瑞巌寺さんから提案のあった場所２カ所も踏まえまして、男子トイレであれば小便器３カ所にブース１、女子トイレであれば３ブース設置して、身障者用の多目的トイレを１カ所設置するとそういった規模でつくるならばということで、今回の実施設計業務を計上しております。以上です。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　この実施に当たって、観光庁からの外国人受け入れ態勢整備という補助メニューをもって設置を予定しているということですが、この実施設計委託料を全額使ったとして、単純にこれが設計料が３％ないし５％というと、ざっと見て約2,000万円超えるような、2,500万円ぐらいの施設になってくるのかなと思いますけれども、この公衆トイレはあくまであの瑞巌寺さんの敷地をお借りして、町が維持管理していく形なんですか。予定としてというか、想定されているのは。これまで同様だという理解でいいんですかね。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　今現在と同じように町が設置して、町が維持管理してということを考えております。以上です。

○議長（片山正弘君）　赤間議員、まだ質問、何カ所かありますね。（「はい」の声あり）

ここで、１時間経過しているので、ここで休憩に入りたいと思います。

再開を２時15分にしたいと思いますのでよろしくお願いします。

午後２時０２分　　休　憩

午後２時１５分　　再　開

○議長（片山正弘君）　再開いたします。

質疑を続行いたします。赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　ちょっとだけ、公衆トイレに関してもうちょっとですね。実は、現行の瑞巌寺総門脇にあります公衆トイレの利用状況というのは、常に把握されておられるんだと思うんですけれども、あの場所から新たに新設して、先ほど放生池とか云々という話、候補地的にですね、あったわけなんですけれども、実際にあの今ある総門脇の公衆トイレの利用というのは何かではかってというか、統計的にお調べになってみてというのはあるんですかね。案内所の方々ですかと、観光客ですとか、あるいは地域の方々でとか、いろいろあるんだと思うんですが、そういうあれは調べたりはしたことないんですかね。どれぐらいの利用状態なのか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　申しわけありません。利用人数までは押さえておりません。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　しかしながら、町としては、やはりあの場所あるいは瑞巌寺の敷地内でどこかにそういったものを設置したいというお考えなんですね、そこのところは。わかりました。ちょっと、あの周辺歩いてみますと、観瀾亭の脇ですとか、レストハウスとかの脇ですとか、何カ所かあるんですね、現実に公衆的に使えるトイレが。ですから、今の段階で、瑞巌寺さんとの話し合いにもあるんだと思いますけれども、その設置して、これからの維持管理のことを踏まえていくならば、早急ではないのかなという感じも受けるわけですけれども、せめて今後の維持管理的なことで、どの部分に委託的になるのか、お願いをしていくのかというのは頭の中では描かれていますか。今の現状のを、30年ごろの間使わなきゃないですよね、完成までは。ちょっとお知らせいただけますか。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　瑞巌寺さんのほうとは、今現在の状況ですと、瑞巌寺さんの土地を借りて上物が町のものとなっておりますので、土地の賃借については我々が維持管理する関係で無償ということでさせていただいております。維持管理についはもちろん清掃業務とあわせて、修繕が発生したときの修繕対応ということで実施しているところでございます。以上です。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　わかりました。

では、次に移らせていただきます。９款消防費です。先ほど、財源構成という形で補助金交付による事業を今後は町の起債、いわゆる借金でもって対応すると、その借金に手当として国税等で見ていただくと、補助に遜色ない範囲で見ていただける範囲だというお話なんですね。しからば、この消防団第二分団の車庫なんですけれども、いつに建設され、この時期を迎えてどのぐらいの傷みでもって建設をすべきと判断したのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　建設時期のデータは今私の手元にはないんですけれども、今回の復興道路でこの第二分団車庫が支障になりまして、移設をしなくちゃないと。最初は、復興交付金事業でその移設も見ていただけないかということで、復興庁のほうとやりあったわけですけれども、それは無理だということで、自前の補助制度なり起債なりということで方向転換になったということでございまして、建築年からどうのということではないということでございます。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　今、建築年からの建設ではないんだと、被災されたことによっての傷み等を勘案して今日に建設を急がなくてはならないというような判断になっているんだろうとは思います。事業を進める上で、一番町側として考えなければいけないのは、起債であっても有利な起債、いわゆる良債というんですかね、悪債じゃなく良債ですね、この場合の良債ってよい借金の仕方というんですかね、後年の負担につながらないような借金の仕方をするということは、絶対的に町の財政運営上必要とされるものですから、当然そういったお考えはわかるわけです。ただ、その時期と、どの程度の傷みぐあいか、そういったものを踏まえるならば、忙しさにさらに追い打ちをかけて忙しさを助長するようなことのないようにと思うんですけれども、そういったものも考え合わせ持ったときに、やはり28年度の事業としてこれは実施すべしという最終判断なんですよね。再度、繰り返しになりますが。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　これから、今回の補正で財源構成がお認めいただきましたら、早速設計業務を発注します。９月ぐらいには工事を発注し、年度内には終わらせたいというように考えています。それから先ほど起債の話をちょっと、議員がおっしゃっていましたので申し上げますと、一般の単独債ではなくて、緊急防災減災事業債というメニューのものでございまして、色川議員からご質問いただいたときに補助金のお話をさせていただきましたが、

この補助金の制度に合致するような事業のみがこの起債が借りられるのだそうです。これだと後々の交付税措置があるということでしたので、こちらに飛びついたといってはあれですけれども、これを選択させていただいたということです。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　わかりました。

最後です。６月定例会に補正予算ということで、かなり４月１日の人事異動に伴う人件費分について、一般会計にとどまらず特別会計、企業関係も含めて補正をかけさせていただくということでの提案なんですね。よくよく考えてみますと、人事異動の部分というのは、あらかじめ庁内各課に早ければ１月中ぐらいには目鼻をつけてしまうのではないかと思われるのですけれども、それであっても例年12月の定例会には、人事院勧告等がなされて人件費の補正等を組むという形のわけですから、せめてこの４月から12月までの期間の現行、与えられた予算の範囲の中でやりくりしながら12月までは待てないものなんでしょうかね、というところのお尋ねなんですけれども。その辺はどうなんでしょう。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　毎年の様子を見ますと、大体６月に４月異動分について補正させていただいているというのがこれまでの流れでございます。今回、補正が全会計にほとんどわたっているというのは、人事異動によるもの、それから昇格者によるもの、それから３月に人事院勧告の反映ということでやらせていただきましたので、ほぼ全会計にわたっているということでございます。私どもとしては、一番最初に申し上げましたように、４月の異動分でもう明々白々になったものについては６月でこれまでどおりやらせていただいたということでございます。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。（「以上です」の声あり）他にございませんか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　ちょっと今、お話聞いていて一つわからなくなったので教えてほしいのですが、この消防団ですね。第二分団の車庫というお話ですが、これ、場所はどこになるんですか。復興道路との関係で整備するということなんで、ちょっと私、あらどこだったんだろうなと思ったものですから、教えてください。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　現在の場所は御存じですか、千葉ガスさんの斜め奥というんですかね。今の場所の少し道路からずれたところです。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　わかりました。役場の車庫と併用になっているような、あそこなのかなと思っていたものですから。向こうかなとは思ったんですけれどもね、わかりました。

もう一つ、ふるさと納税の関係ですか。先ほどからいろいろと質問があっていたわけですが、例えば返礼品ですね、こういうものに対する考え方、こういうものについては、これからという段階だという話なんですが、既に業者に委託をしていくと、こういうことになるわけなので、一定程度構想がまとまっていないとどうなのかなという思いはあるんですよ。今回の提案、ふるさと納税の基金でもそうなんですけれども、やっぱりそういう考え方がしっかりまとまっていないと、本来我々判断材料って極めて少なくなっていくんだと思うんですね。特に、先ほどから申し上げているように、この返礼品のあり方によっては、自治体間の競争が激しくなって、そして負け組勝ち組が出てくる可能性もあるわけだし、その返礼品の内容によっては、松島町から松島の納税者がよその自治体に寄附して逃げていくというようなことだってあるわけですから。総務省の指導も含めていろいろ強化はされてきているものの、それにつけても、１％から4.5％ぐらいまでの幅で競争があおられるわけですよ。そうすると大変な競争になるのかなと思うんです。そのときに、我が松島町は冷静な立場でこの返礼品というものの考え方をきちんとやっていけるのかどうかですね。そこがポイントになるのかと思います。その点で言えば、納税額に対する率でいくのか、それとも定額でいくのか、いただいた方には１万円相当なら１万円相当のもの、これ定額でしか出しませんということなのか、それとも率でいくのかぐらいの検討はなさっていなかったら、私はおかしいのではないかという気もいたします。その辺、どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　返礼品の考え方はいろいろあると思います。例えば、率で返すというやり方もやっている町もあるような感じもあるんですが、ただそれではなくて、一番最初のたたき台といたしましては、今、１万円寄附された方、午前中資料をお渡しさせていただきましたが、ポロシャツ、一応１万円以上の方にはお送りさせていただいている。その相当分でいいのかどうかというのは議論があると思うんですが、最初はその辺からのスタート台になるのかなと思います。それから、あと、ほかの町では、10万円の場合のとか、それ以上とか、３万円区切りとかいろいろやっている町もあるので、そういうやり方がいいのかなと、ある程度定額ですね。決めておかないと、率で返すという話ではなくて、そちらのほうがよりわかりやすいのかなという形があります。例えば、ホームページなんか見ると、よく、１万円寄附した人はこういう商品の中から選んでくださいというのをやっている町があるので、

そういうやり方のほうがわかりやすいのかなと考えています。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　いろいろやり方はあるんだと思うんですが、提案するときに、やっぱりその辺までぜひ固めて出してもらわないと、これもどうなのかなという気がしたものだから、お話をさせていただいているわけですね。例えば、あとは、今言ったように、答弁にありましたように、毎年１万円ぐらい寄附してくれる人がいると、こういう方にはどういう対応をするんだということだって当然あると思うんですよ。毎年してくれる人のほうが絶対私はいいに決まっていると思うんです。そういう意味での優遇措置というようなことも考えられるのかどうかですね。その辺も含めてぜひ検討していいただきたいなと思います。

それから、返礼品も含めて、委託業者に一括代行をさせて選択させるのかどうかですね。先ほど、委託する前に若干その辺はそれぞれの関係団体と協議するというようなお話もありましたけれども、最終的にその選定は委託業者と、そういうことになるのかどうかですね。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　返礼品の選定につきましてですが、例えば、説明会を開くなりして商工会とか観光協会の会員の方々にこういう説明会をしますよと、集まってくださいねとお願いしまして、手を上げる業者の方がいるかどうかわかりませんが、そういう募り方をしていきたいという形を思っています。それで返礼品を決めるのについては、やはり松島にふさわしい返礼品なのかどうかというのは委員会みたいなのでちょっともんで、それで決定していきたいと考えております。業者が一方的に決めるというやり方ではなくて、町が関与していくというやり方を考えています。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　いっぱいふるさと納税が、もしあればですよ、返礼品を扱ってもらえることになった、例えばカキという、先ほどからありますけれども、そういう方々は非常にうれしいと、こういうことになると思うし、そうでない選ばれなかった、選定されなかった業種、そういうところは不満として残るわけですね、町内でも、いずれにしても。その辺、農家の方一生懸命おいしい米つくっているのに、おらほうは選ばれなかったと、こういうことだってあり得るわけで、その辺のバランスの問題といいますか、不公平間がやっぱり事業者の中で出てこないようなことも、当然考えていかなくちゃないと思うんです。その辺について、先ほど答弁あったように、幾つかの商品を並べて選んでもらうという方式にするのかど

うかというのも確かにあると思うんですが、ぜひそういう、町内で、事業者間で不公平間が生まれて、対立まではいかないと思うけれども、そういう何だという声が上がらない方策をぜひ考えていただきたいと、こんなふうに思うんですが、いかがですかね。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　できるだけそのような不公平感はなくしたいと考えています。ですので、こういう返礼品の募集ありますよと、商工会とか観光協会を通じていった際には、できるだけ業者さんが集まっていただいて、例えば、米を提供します、カキを提供しますという業者さんがいっぱい出てくれば、大変よくなると考えております。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　不公平感が生まれないようにということで、ぜひやってほしいということと、あと、もう一つなんですが、ことしから企業版のふるさと納税ですか、これが始まっているわけで、この企業からのふるさと納税についての受け入れというのは、どういうふうになるんですか。委託業者が受け入れることになるのか、それとも別枠になるのか、その辺はどうなるんですか。

○議長（片山正弘君）　櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君）　ことし、地方税法改正で話題になっています企業版のふるさと納税ですが、ふるさと納税というのは地方創生応援税制ということで新たにできてきたわけです。現在３割が損金勘定に入っていまして、さらに３割、都合６割が控除されるという仕組みでございます。ただし、これを受けるためには、地方公共団体が地方版総合戦略というのを立てまして、事業計画を立てます。町が業者さんに、こういう計画を立てたんで寄附してくださいという形でお願いする形になります。この計画は、国から認定されれば、認められますよという計画がスタートする予定となっている、これがうちの町になじむかどうかというと、これからいろいろやっていく必要があるのかなと考えています。それから、直接企業が寄附金的に入ってくるというのは、今のところはありませんでしたが、今後そういう可能性もあるのかなと考えています。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　今、お話あったように、だから今までの企業版のふるさと納税よりも倍のおいしさがあるわけですね、企業にとっては。そうすると、企業側もそういう意欲というものが湧いてくるのかなというような気がします。そういう点で、本町においてのふるさと創生事業というのは、国から認められなければだめだということなんだけれども、それは今

後ないんですか、どうなんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君）　今後検討させていただきまして、実際それがどの事業分野に適しているかというのは、今後勉強させていただければと思います。以上です。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　既にことしからスタートしているので、今から勉強するんですか、それ。あの、早めに対応を考えていく必要性があると思うのね。私は、企業版のふるさと納税そのものについても、これもよしあしあると思っているんですよ。やっぱり自治体と企業の癒着の問題だって当然出てくるわけだし。だけれども、そういうのもスタートしていると、こういうことなので、早い対応があってもいいのかと思ったらこれからだということなので、どうなんですかね。

○議長（片山正弘君）　千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君）　総合戦略版そのものは確かに策定はされていますけれども、企業の方にＰＲしていくためにはもっとわかりやすいというか、そういうまとめ方が多分必要になるかなと思いますので、今後そこは調整させていただければと思います。以上です。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第53号平成28年度松島町一般会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第１３　議案第５４号　平成２８年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（片山正弘君）　日程第13、議案第54号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算

（第１号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　質問しないかなと思っていたんですが、せっかくですのでします。

国民健康保険の広域化に係るシステム改修ということで、70万2,000円ですか、計上されているわけですが、この健康保険の広域化についての具体的な説明というのは議会に余りないものですから、これから平成30年スタートですよね、広域化が、あと１年半ぐらいというところに来ているので。これからのこの広域化に向けた行政側の取り組みといいますか、どんなふうに進んでいくのか、その辺についてご説明もいただきたいし、できればそれらに関する資料の提供もお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（片山正弘君）　阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君）　平成30年４月から、この国保の制度は広域化ということは決まっております。それによりまして、先月から県内の12市町村が入りまして財政部会が立ち上がりました。この財政部会での審議の内容というのは、この広域化に向けた各市町村の、要するに標準税率をどのようにしたらよいか、早ければあと、その町の調定額は幾らにすべきか具体的にこの５月から第１回目が始まりまして、ことし中に３回あります。ということで、この12月あたりでは、その概要は見えてくると思っておりまして、一番私どもが気にしているのがその標準税率が幾らになって、徴収率は幾らぐらいに設定されるんだろうというものが一番危惧されるところでございます。その部会に私らは入っていないんですが、そういった、逐次、その辺の動向を見て、その財務部会の様子などを聞かせていただきながら、状況把握に努めてまいります。大体の概要が固まりましたら、議会のほうにも、資料としても報告できると考えておりますので、ことし12月あたりまではかかるのかなと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　35でしたか６でしたか市町村ありますけれども、わずかに12市町村が入って財政部会を立ち上げたと、こういうことなんですが、そのほかに部会はあるんですか。

○議長（片山正弘君）　阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君）　そのほかにもう一つ部会がありまして、こっちが運営部会というか、給付関係のほうの部会というのがありまして、あとは我々課長たちが入った全体の代表者会議というもので、３つ構成で今進もうとしています。ただ、この財務部会についての内容は、逐次、課長会議を開いた中で、そのことは報告いただくということになっておりま

す。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　それでですね、そうすると今の段階では余り詳しい、広域化に向けた日程や何かについてはないと、手元にないということなんでしょうか。日程だけでもね、教えてください。

○議長（片山正弘君）　阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君）　今、手元にはないんですが、あらかじめのスケジュールは各市町村に示されております。そのスケジュールどおりいくかなとは思いますが。ただ、来ています。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　今回のようにシステム改修費が計上されて、システムが改修されて運用されてテストが始まっていくわけでしょう。それに基づいてさまざまな資料を分析しながら、多分、標準税率が決まっていくと、こういう流れになるんでしょうから、その辺の日程がいつごろまでにこういうことをしなくちゃいけないんだという日程があれば教えてください、資料として提出できないでしょうかということです。

○議長（片山正弘君）　阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君）　今現在、県から示されているスケジュールは来ております。それについて、資料として提出させていただきます。

○議長（片山正弘君）　今野議員。（「提出していただければよろしいです」の声あり）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第54号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり可決されました。

日程第１４　議案第５５号　平成２８年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（片山正弘君）　　日程第14、議案第55号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　２番赤間です。

私は、１点だけなんですが、実は一般会計で企画調整課からの主要事業説明資料等を、今、高齢者支援班からいただいています資料を見比べております。過日の説明の中では、事業内容欄の住民情報システムの会社が違うんだよという説明だったかと思いますが、それで、なぜ違って、なぜ一本化になっていないのということだけ、再確認の意味で聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君）　千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君）　なぜ一本化になっていないかということなんですけれども、ちょっと、その時点での発注がそうだったということでは説明にならないかと思うんですけれども、介護保険だけが特別会計の中である別の業者さんが保守含めてリースも全部行っています。それ以外は、一本化されているということで、今後は極力統一していく方向で、次の見直しがたしか平成30年の９月でしたか、そのあたりでリースの期限も切れますので、その時点では一本化したいとは思いますけれども。それまでのそれ以前の業者さんのいろいろな発注の流れもあって、多分そうなっているんだとは思いますけれども、そこはちょっと統一していきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　赤間議員。

○２番（赤間幸夫君）　話の向きはわかりました。いわゆる、今塩釜地区消防事務組合の消防本部内にあります介護審査課等で行っている業務上でのシステムと連動させていかなければいけないというふうな部分での流れかなと思いつつ、他の２市２町はどうなっているのかなと思いつつですね、ちょっとお尋ねさせていただきましたが、いずれこれが、平成30年には一本化という見通しであるならば、これで質問を終わります。

○議長（片山正弘君）　ほかにございませんか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　歳入で見ますと、地域支援交付金の介護予防事業の関連ですね、ここの

ところがそれぞれ国、支払基金、県と63％ぐらい増額補正とこういうことになっているわけですけれども、そのかわりに包括的支援のところが減っていくと、こういう形になっているんですが、これは当初予算からするとかなりの変更かなと、金額的にはね、なぜそういうことになっているのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（片山正弘君）　児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君）　主に、人事異動に伴うものなんですけれども、人件費分も補助対象として今回入れさせていただいたと。今まではその辺厳しかったんですけれども、今回、それは可能ということで入れさせていただいたということです。班長がこれまで兼務でしたけれども、単独の班長になりましたし、育児休業明けの保健師分が１人増員ということでなりましたので、その分の補正でございます。

○議長（片山正弘君）　今野議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第55号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり可決されました。

日程第１５　議案第５６号　平成２８年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（片山正弘君）　日程第15、議案第56号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第56号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決しました。

日程第１６　議案第５７号　平成２８年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（片山正弘君）　日程第16、議案第57号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第57号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

再開は、14日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後２時１４分　　散　会